

令和3年度  
青森市子どもの権利相談センター  
活動報告書

青森市子どもの権利擁護委員

### 子どもの権利擁護と調整活動の意義



子どもの権利擁護委員 小林 央美

青森市子どもの権利条例が成立したのは、平成24年12月25日でした。青森市子どもの権利相談センターは、相談業務を中心とした様々な方法で、子どもの権利行使の具現化を支援してきたと思っております。当センターは、令和4年5月に満9歳を迎えます。

子どもの権利行使の具現化で重要な役割であると考えている事の一つに「調整活動」があります。調整活動は、子どもやその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要と認める場合に行います。平成25年度から令和3年度までの延べ相談件数は、4,171件で、そのうち調整活動を行ったのは、延べ321件でした。子どもの権利が侵害されているのではないかと考えられ、このままでは子どもの健やかな成長が保証されないのではないかと考えられる場合、躊躇することなく調整活動に踏み切ることになります。子どもが集団の中で多くの時間を過ごす学校や、共に生活を送る保護者、行政機関を対象とした調整活動が多かったようです。

調整活動を通していくつかのことを学ばせていただきました。まずは、「課題の背景には様々な要因があるのですが、子ども自身の課題を軸（子どもの権利擁護）に、問題構造を分析し、その解決においても子どもの権利擁護の視点からぶれない話し合い」が重要だということです。その視点は当事者である子どもはもちろんのこと、学校や保護者にとっても最も重要なことであるとの認識があります。しかし、渦中にいるとその重要性が一時的に見えなくなっていたり、感情的な事が優先されてしまうことがあるようです。そんな時、第三者がかかわり、子どもが何に困っているのか等を具体的に共にひもといっていくことで、課題解決において対象者との共同性が生まれていくように感じました。学校や保護者は子どもと最も近いところにいますので、子ども理解も深く、具体的な解決の糸口を見出していきます。こうして子ども自身が安心して成長できる環境が整っていきます。

また、調整活動では「先入観を持たず、中立の立場でぶれないこと」も重要でした。双方の考えをじっくりお聞きし、課題や思いを理解することで、はじめて真の解決策が見いだせると思えました。特に子どもは自分の気持ちを自身で言語化するプロセスを通して自己理解を深め、エンパワメント<sup>※1</sup>し、最も気持ちを伝えたいと思っている相手に話ができるようになります。最初は子どもの権利擁護委員が代弁者を務めることもありますが、最終的には子ども自身が自分の言葉で思いを伝えることこそが、真の権利行使だと考えます。その経験は、今後のその子どもの人生の大きな宝になると感じました。

本書は、令和3年度のセンターの活動報告書となっております。各関係機関の皆様のお役に立てていただければ幸いです。

令和4年4月（こばやし ひろみ 大学院教授）

---

※1 エンパワメント

一人ひとりが本来持っている力を発揮し、自らの医師決定により自発的に行動できるようにすること。

# 令和3年度活動報告書

## 目 次

はじめに（巻頭言）「子どもの権利擁護と調整活動の意義」子どもの権利擁護委員 小林 央美

### I 活動の状況

- 1 相談活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 調整活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 調査活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

### II 運営会議

- 1 運営会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

### III 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 子どもへの広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 大人への広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 4 出前講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 5 制度・活動に関する研修、会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

### IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

- 「それでも種をまきましょう」 子どもの権利擁護委員 沼田 徹・・・39
- 「今だからこそ前へ…」 子どもの権利擁護委員 関谷 道夫・・・41

### V 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 2 運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 3 相談・救済の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

### VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 2 調整活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 3 調査活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

### VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制・・・・・・・・・・・・・・ 67



## 活動の状況

---

- 1 相談活動
- 2 調整活動
- 3 調査活動
- 4 関係機関との連携



# I 活動の状況

## 1 相談活動

令和3年度の相談受付件数は、実件数(※2)が70件(内、新規件数(※3)67件、前年度からの継続件数3件)、延べ件数(※4)が317件でした(前年度:実件数41件、延べ件数306件)。

さまざまな困難に直面した子どもや保護者などから寄せられる悩みなどに対し、解決のために相談が重ねられ、実件数1件当たり平均4.5回のやりとりが行われました。(前年度:7.5回)

☆「相談受付件数」の年度比較はP55参照

### (1) 月別相談受付件数

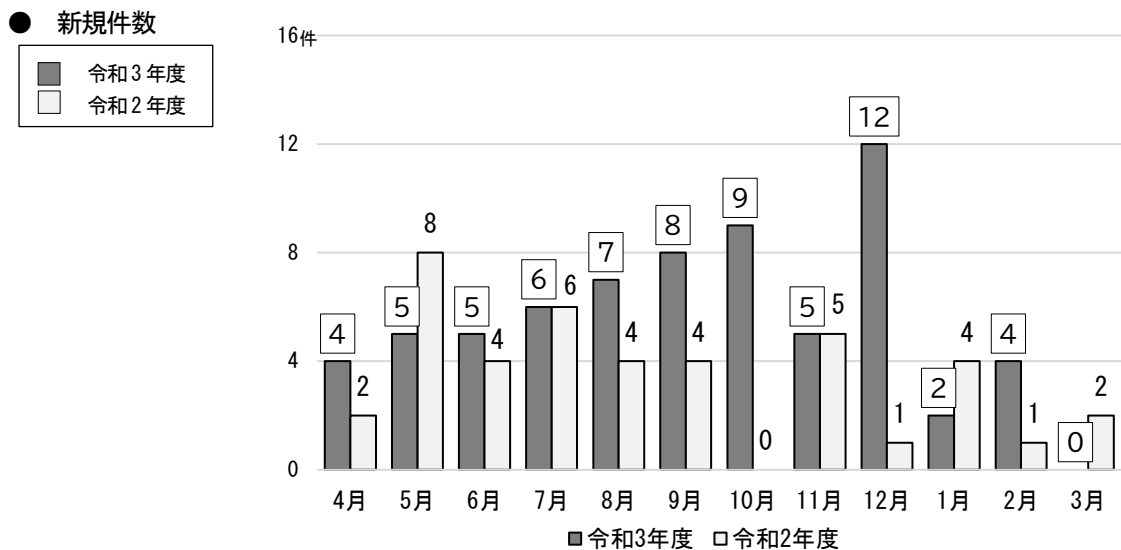


図1 新規件数の月別推移前年度比較

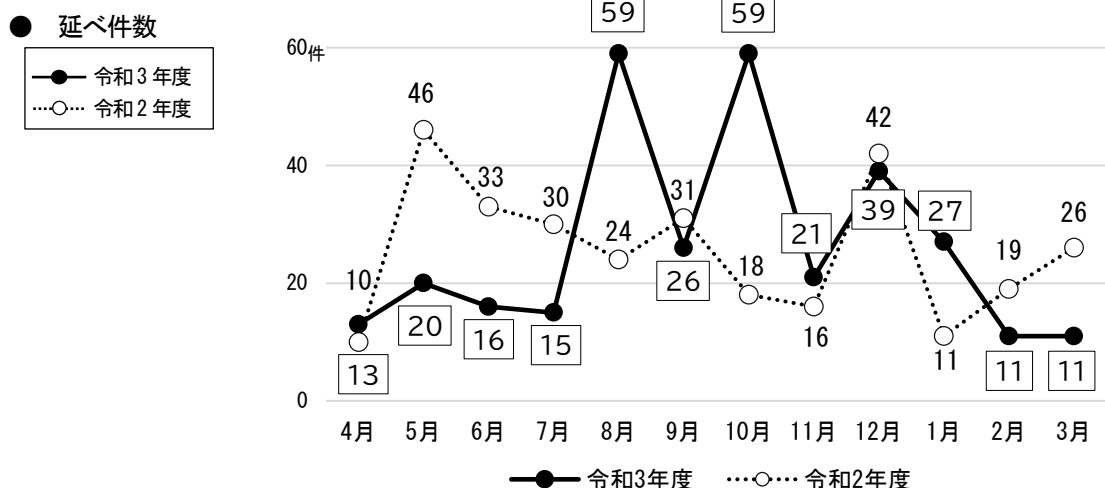


図2 延べ件数の月別推移前年度比較

※2 実件数

1人についての初回から終結までの相談を1件とします。

※3 新規件数

初めて受け付けた相談の件数です。

※4 延べ件数

相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

## (2) 実件数の相談者内訳

相談者とは、相談をしてきた人のことをいいます。

令和3年度の相談者数は70人でした。子どもからの相談は20件で、全体の29%でした。そのうち、最も多かったのは「高校生」からの相談で7件でした。

大人からの相談は50件で、全体の71%でした。そのうち、最も多かったのは「父又は母」からの相談で41件でした。「父又は母」からの相談のうち31件(76%)は、母親からの相談でした(図3)。

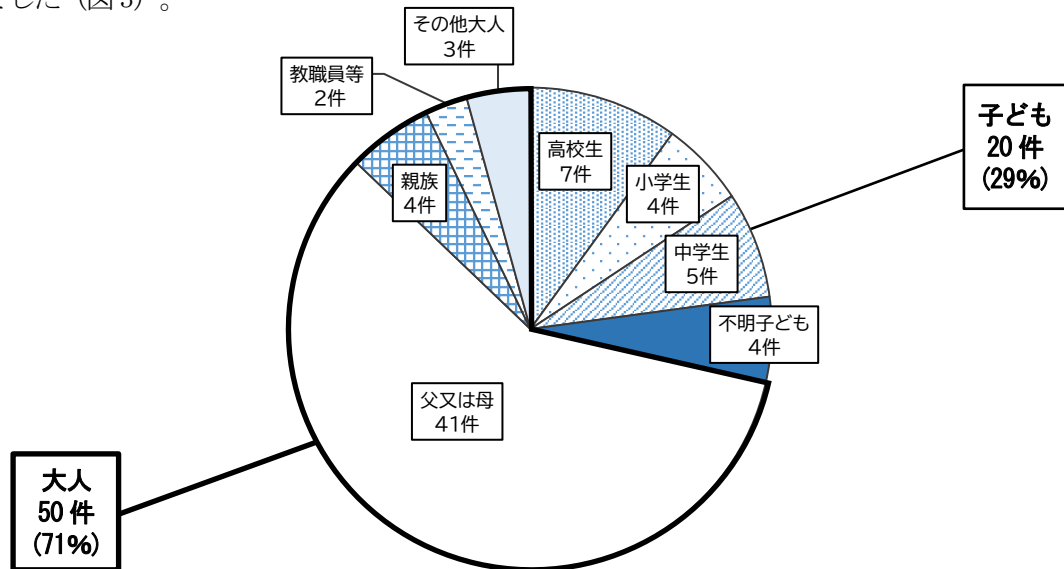


図3 実件数の相談者内訳(実件数:70件)

## (3) 延べ件数の相談者内訳

子どもからの相談の延べ件数は124件で、全体の39%でした。そのうち、最も多かったのは「高校生」からの相談で69件でした。

大人からの相談の延べ件数は193件で、全体の61%でした。そのうち、最も多かったのは、「父又は母」からの相談で173件でした(図4)。

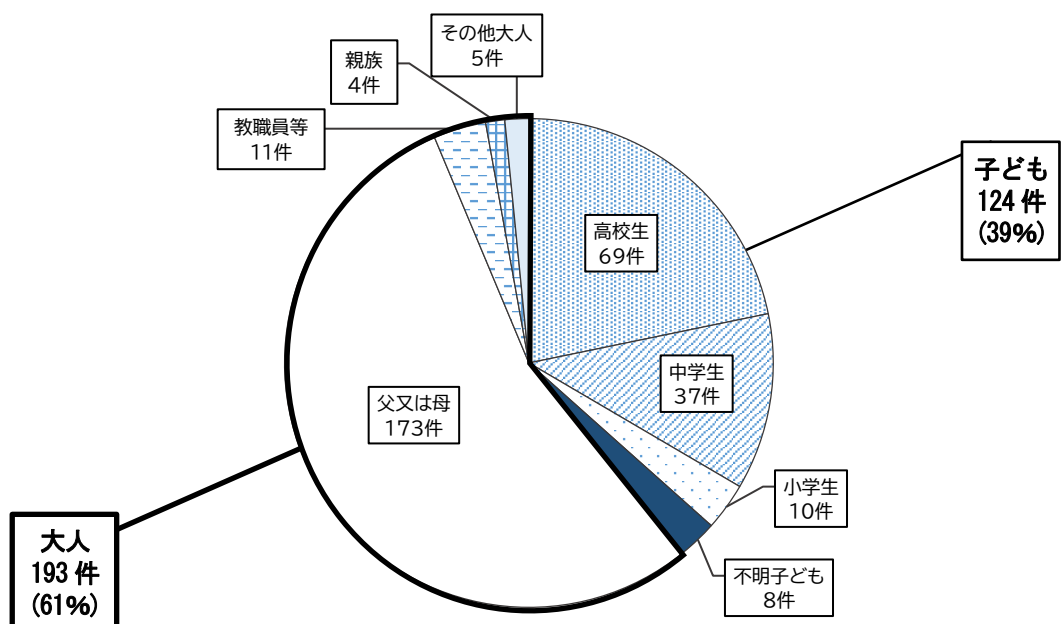


図4 延べ件数の相談者内訳(延べ件数317件)

☆「相談者の内訳」の年度比較はP55参照

#### (4) 相談対象者の内訳

相談対象者とは、誰についての相談かということです。例えば、母親から小学生についての相談があった場合には、「相談者」は母親、「相談対象者」は小学生となります。

「子ども」についての相談は199件で、全体の63%でした。そのうち、最も多かったのは「高校生」についての相談で99件でした。

「大人」についての相談は118件で、全体の37%でした。そのうち、最も多かったのは「教職員等」についての相談で62件でした（図5）。

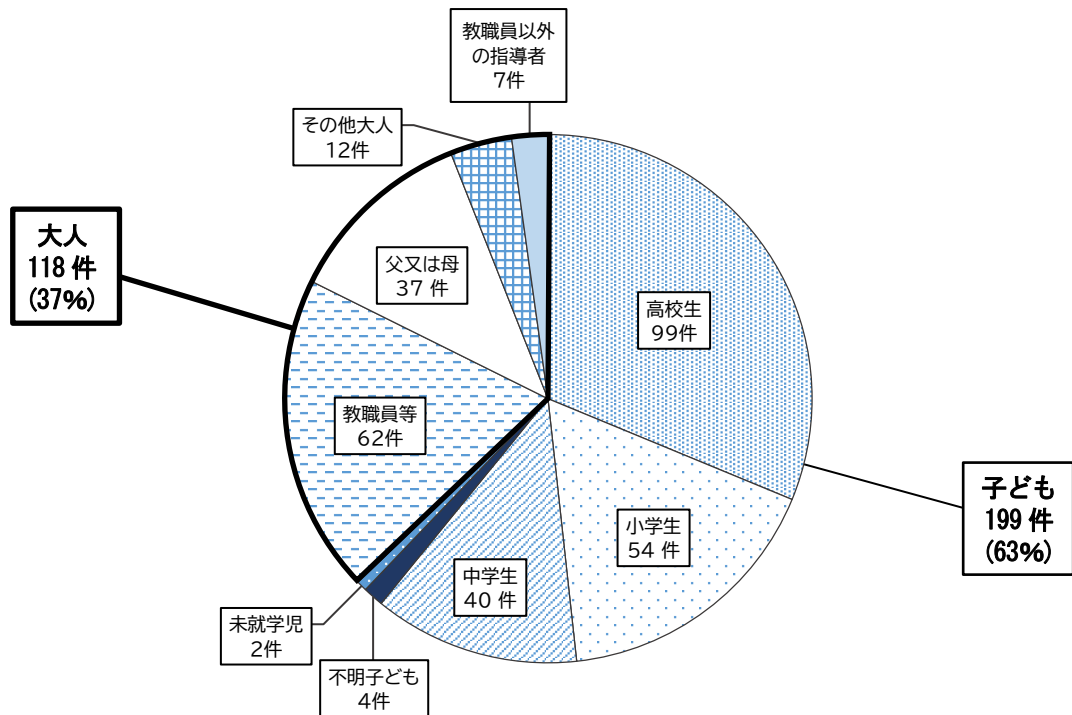


図5 相談対象者の内訳(延べ件数:317件)

☆「相談対象者の内訳」の年度比較はP56参照



## (5) 相談の方法

初回相談で最も多かった相談方法は「電話」の38件で、全体の55%でした(図6)。

延べ件数でも「電話」の162件が最も多く、全体の51%でした。次いで、「メール」が91件で、全体の29%となりました(図7)。なお、相談方法は、相談継続の中で解決に向けた最良の方法を模索しながら変わることがあります。

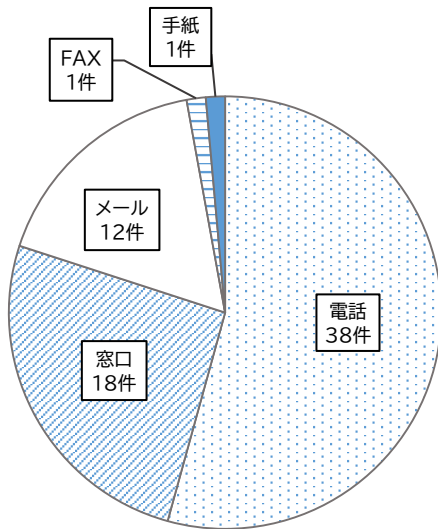


図6 初回相談方法の内訳(件数:70件)

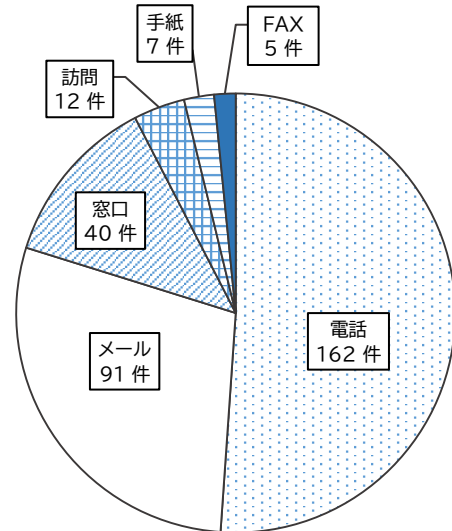


図7 相談方法延べ件数の内訳(件数:317件)

☆「相談方法別件数」の年度比較はP56 参照

相談者と相談方法の関係では、子どもからの相談の56%(70件)が「メール」で、FAXや手紙などの電話以外の相談方法が多くありました(図8)。一方、大人からの相談の75%(144件)が「電話」でした。

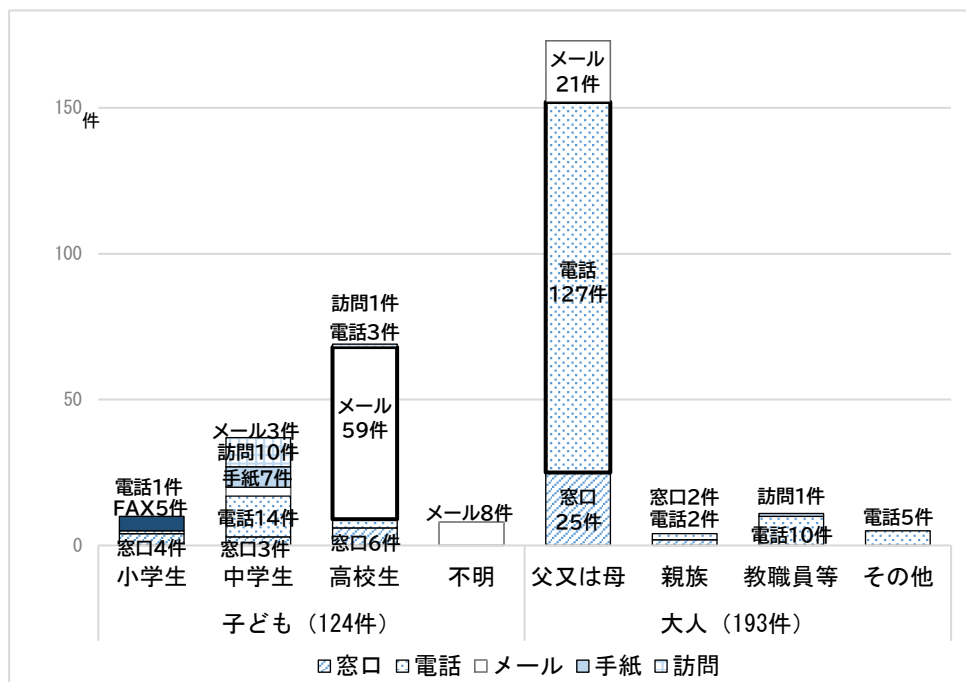


図8 相談者・相談方法別件数(件数:317件)

## (6) 相談受付の時間帯と所要時間

相談が最も多い時間帯は「16時～18時」の93件（大人49件、子ども44件）で、全体の30%でした。子どもからの相談が最も多い時間帯は「16時～18時」で、大人からの相談は、比較的時間帯に偏りはありませんでした（図9）。

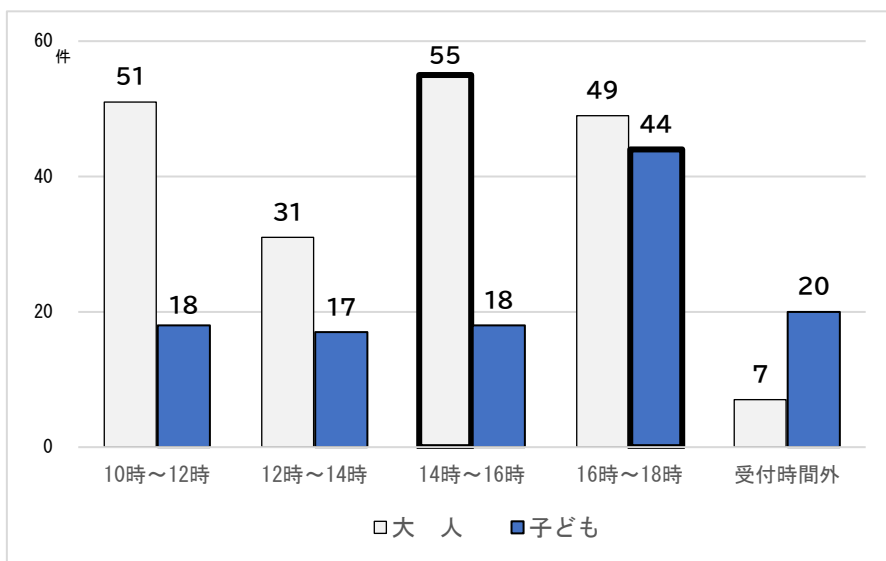


図9 相談受付の時間帯(手紙相談を除く延べ件数:310件)

相談の所要時間について、電話相談（162件）で最も多かったのは「30分未満」の108件（大人93件、子ども15件）で、全体の67%でした。また、窓口・訪問相談（52件）で最も多かったのは「1時間以上2時間未満」の29件（大人11件、子ども18件）で、全体の56%でした（図10）。

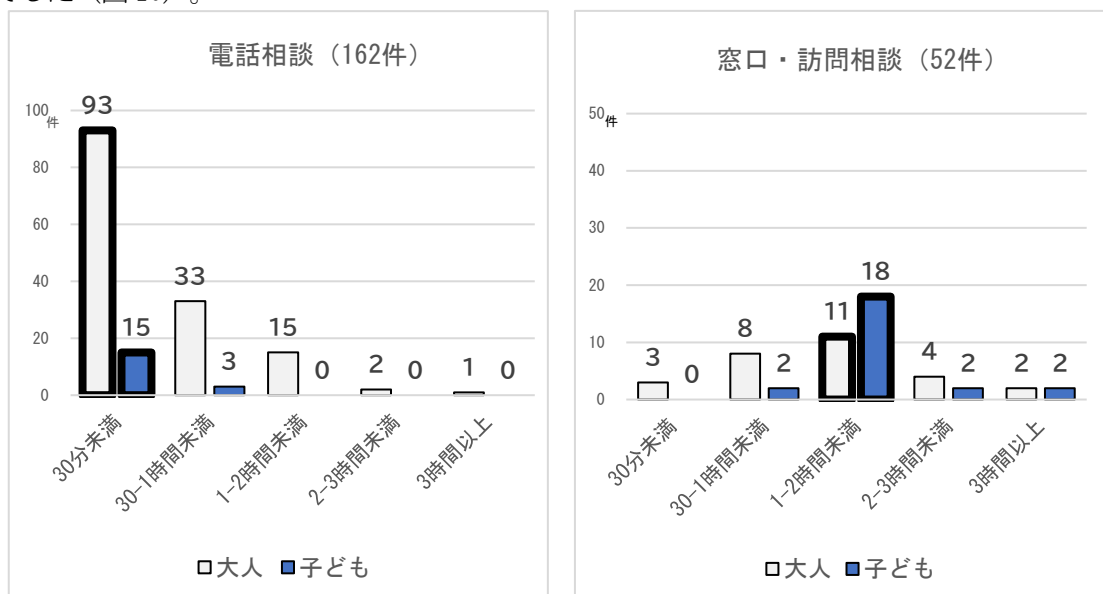


図10 相談の所要時間

☆「相談受付の時間帯」の年度比較はP57 参照  
 ☆「相談受付の所要時間」の年度比較はP57 参照

## (7) 相談の内容<sup>※5</sup>

実件数の相談内容を相談者別にみると、以下のような傾向がありました。（表1）

### ① 小学生からの相談で最も多かったのは、学校生活での悩み

小学生からの相談の内訳は、いじめ1件、指導上の問題（教職員等）1件、指導上の問題（教職員以外）1件、その他（中学校進学後の制服に関する悩み）1件でした。学校生活の中で生じる問題や悩みについての相談が多くなりました。

### ② 中学生からの相談は「心身の悩み」と「家族の問題」

中学生からの相談の内訳は、心身の悩み4件、家族の問題1件でした。

学校生活や家庭での様々な悩みが重なっている相談もあり、抱えている辛さから「どうすればいいですか。」とすぐに回答を求めるような場合もありました。調査相談専門員（以下「専門員」といいます。）が丁寧に聴き取り、気持ちを話してもらえるようにしたことで、次第に子ども自身が自分の問題の解決方法を考えてくれるようになりました。

### ③ 高校生からの相談で多かったのは「心身の悩み」

高校生からの相談の内訳は、心身の悩み4件、いじめ1件、学校等の対応1件、家族の問題1件でした。

メールでの相談が多い傾向にあり、子どもの権利相談センターの開設時間外に届いたメール相談も少なくありません。メールの文面には、相談者が抱えている悩みについての様々な思いが綴られています。面談や電話相談ではなく、子ども自身のタイミングで相談できる方法だからこそ、素直な胸の内が語られることもありました。

### ④ 大人からの相談で多かったのは「子育ての悩み」と「学校等の対応」

大人からの相談の内訳は、子育ての悩み12件、学校等の対応7件、指導上の問題（教職員以外）5件、指導上の問題（教職員等）4件、いじめ4件、家族の問題4件、交友関係3件、不登校3件、行政機関の対応1件、児童虐待1件でした。

「大人」の内訳は、父又は母41件、親族4件、教職員等2件、その他大人（近隣住民等）3件となりました。父又は母41件のうち、31件は母親からの相談でした。

「（子どもが抱えている問題や悩みについて）学校に相談した方がよいと思っているが、どのように話したらよいのか分からず悩んでいる。」と語られることも多く、専門員と一緒に不安や悩みを整理することで、相談者自身で解決に向かうこともありました。一方で、学校への不信感の強さから、子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）が学校を訪問し、調整活動を行うこともありました。

---

※5 相談の内容



相談者の主たる訴え（主訴）をさします。同一の相談者と相談を重ねていくうちに、主訴の内容が変わっていく場合もありますが、相談内容を総合的にみて、主訴を一つに絞りました。

表1 相談内容の内訳(実件数:70件、延べ件数:317件)



相談者		相談内容	いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題 (教職員等)	指導上の問題 (教職員以外)	行政機関の対応	家族の問題	児童虐待	不明	その他	合計(件)	
																		実件数
子ども	小学生	実件数	1							1	1					1	4	
		(延べ)	(1)							(3)	(1)					(5)	(10)	
	中学生	実件数					4							1				5
		(延べ)					(6)							(31)				(37)
	高校生	実件数	1				4		1					1				7
		(延べ)	(2)				(62)		(3)					(2)				(69)
	未就学児	実件数																
		(延べ)																
	不明	実件数									1			1		2		4
		(延べ)									(2)			(3)		(3)		(8)
	その他	実件数																
		(延べ)																
	計	実件数	2				8		1	2	1			3		2	1	20
		(延べ)	(3)				(68)		(3)	(5)	(1)			(36)		(3)	(5)	(124)
大人	父又は母	実件数	4	2		3		11	6	3	5	1	2			4	41	
		(延べ)	(19)	(11)		(5)		(68)	(29)	(18)	(6)	(3)	(5)			(9)	(173)	
	親族	実件数		1				1					2					4
		(延べ)		(1)				(1)					(2)					(4)
	教職員等	実件数							1					1				2
		(延べ)							(2)					(9)				(11)
	教職員以外の指導者	実件数																
		(延べ)																
	不明	実件数																
		(延べ)																
	その他	実件数									1						2	3
		(延べ)									(2)						(3)	(5)
	計	実件数	4	3		3		12	7	4	5	1	4	1		6		50
		(延べ)	(19)	(12)		(5)		(69)	(31)	(20)	(6)	(3)	(7)	(9)		(12)		(193)
合計(件)		実件数	6	3		3	8	12	8	6	6	1	7	1	2	7	70	
		(延べ)	(22)	(12)		(5)	(68)	(69)	(34)	(25)	(7)	(3)	(43)	(9)	(3)	(17)	(317)	

☆「相談内容の内訳」の年度比較はP58 参照

## (8) 事例紹介

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
<p>事例①</p> <p>相談者【母親】 中学生 子育ての悩み 面談</p>	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>中2の息子が交友関係で悩んでいて、学校への行き渋りも見られる。私たちの話を聴いてほしい。</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b></p> <p>はじめに、母親と専門員で面談をしました。母親は学校に行きたがらない子どもにどのように声をかけてあげればいいのか悩んでいました。そこで専門員は、子どもが安心できそうな声掛けを母親と一緒に考え、面談の中で何度もシミュレーションを重ねました。</p> <p>次に、子どもとの面談を実施しました。子どもからは「クラスに仲の良い友達がいなくて不安な気持ちが語られました。そこで、専門員は子どもの周囲の交友関係を図に描き出しながら、一緒に整理をしました。すると同じクラスに特別仲の良い友人はいませんが、気軽に話せる友人が何人もいることや、他のクラスには、休日に出かけるほど仲が良く、学校を休むと連絡をくれる友人がいることも分かりました。面談を終える頃には、「友達と遊ぶと嫌なことも忘れられる。受験に向かって、勉強をがんばっていきたい。」と進学に対する意欲が語られました。</p> <p>しばらくすると母親からセンターに「子どもが無理せずに学校に通っています。交友関係の幅も広がり友達と出かけることも増えました。」との報告があり、母親の不安も和らいだようでした。</p> 
<p>事例②</p> <p>相談者【本人】 小学生 その他 電話</p>	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>中学校の女子制服は、いつからスカートとスラックスを選べるようになりますか。スカートを履きたくない人がいるのに“必ず履かなくてはいけない”というのは、おかしいと思います。私はスカートを履きたくありません。</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b></p> <p>子どもからは、スカートを履きたくない理由として「下着が見えやすいこと。トイレの床に裾が付きやすく不衛生なこと。」が語られました。専門員は、相談があった時点で、市内の中学校では女子制服のスラックスを導入している学校が既に数校あることを伝えました。そして今後、より多くの市内の中学校に女子制服のスラックス着用を導入してもらえるように、センターからも市教育委員会等に提案していくことを約束しました。子どもから、制服が選べることへの希望や期待が語られ、制服に対する不安な思いが和らいだようでした。</p> <p>後日、擁護委員が市教育委員会を訪れ、“女子制服のスラックス導入”について改めて提案しました。</p> 

☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
<b>事例③</b>  <b>相談者【母親】</b> <b>小学生</b> <b>学校等の対応</b> <b>電話</b>	<p><b>【相談内容】</b>          子どもが友達とトラブルになり、学校を休んでいるが、それに対する学校の対応に納得がいきません。</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b>          母親と専門員の面談では、学校に子どもの主張や伝えたいことに寄り添った対応をしてほしいという気持ちが語られました。また、子どもとも面談を行い、トラブルについては自分で整理できているけれども、もう少し様子を見てから学校に行きたいという気持ちを話してくれました。その後、母親とは電話や来所での相談を重ね、“子どもが安心して学校に行けること”が大切な目標であることを整理しました。</p> <p>母親との話し合いの中で、在籍校の校長先生から母親へ連絡があることが分かり、学校も解決に向けて動いている感じが感じられました。そこで、母親と擁護委員の面談を実施し、「子どもが安心して学校に行くために、校長先生の対応の首尾をしばらく見届けていきましょう。」と提案しました。</p> <p>後日、母親からセンターに電話があり、「校長先生が子どもの気持ちに寄り添った対応をしてくれて、子どもが毎日登校できるようになりました。いろいろな人に支えていただいたおかげです。」と話してくれました。</p> 
<b>事例④</b>  <b>相談者【本人】</b> <b>高校生</b> <b>心身の悩み</b> <b>メール</b>	<p><b>【相談内容】</b>          人間関係にかなり気を遣い、ひどく疲れてしまいます。</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b>          「友達の気分左右され、学校のトイレで吐いてしまいます。本当はつらいのに、明るい子だと周りから思われています。誰からも理解してもらえない。」とメールで苦しい気持ちを吐露してくれました。</p> <p>子どもは「周りの人に心配をかけたくないから。」と、“学校を休みたい”という気持ちを抑え込み、周囲の期待に応えようと疲弊している様子でした。専門員は、メールから伝わってくる子どもの苦しみを受け止めつつ、子ども自身が信頼できる周りの大人に気持ちを伝えられるように、メールのやりとりを続けました。そして、一時的に学校を休むことも必要なときがあることも伝えました。しばらくして、子どもから「家族につらい気持ちを話すことができました。」とメールがありました。</p> <p>その後、数週間メールのやりとりを続けていたら突然子どもからセンターに電話があり、「今の高校を辞め、通信制の高校への編入を決めました。家族も学校も理解してくれて嬉しいです。自分のやりたいことも見つかりました。」と報告してくれました。</p> 

☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
<p>事例⑤</p> <p>相談者【本人】 中学生 家族の問題 面談</p>	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>母は、機嫌が悪いと私が傷つくような言葉を言ってくる。怒らせてしまう自分に原因があるのか。怒られないように過ごすことに疲れてしまった。どうしたらいいのかわからない。</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b></p> <p>子どもからは、「自分の嫌な気持ちを誰かに話すと、聞いた相手も嫌な気持ちにさせてしまうのではないか。」という不安も語られ、これまで誰にも相談できずにいたようでした。専門員との面談を続けるうちに、自身の気持ちを言葉で表現することが増え、次第に仲の良い友人にも胸の内を話せるようになりました。</p> <p>そして、「母の機嫌は、自分の言動に問題があるのではなく、母の都合によるものだと思います。」と子どもから語られ、子どもが感じていた家庭での苦しさが薄れていく様子が感じられました。</p> <p>相談を終える際には、「家庭のことを相談できる友達もできた。進路のことで母と話し合うことが増えると思うけれど、自分の気持ちをしっかり伝えていきたい。」と専門員に話してくれました。</p>



☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

## 2 調整活動



### (1) 調整活動とは — 子どもの安心の回復のために —

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係がこじれていたり、一方通行になっている状態と考えられます。

そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

調整活動は、問題の解決を図るために、関係する子どもや大人、関係機関等に対して、擁護委員と専門員が連携して働きかけるものです。

調整活動では、まず、問題を取り巻く一人ひとりが語ることを丁寧に聴き取ります。同じ事柄でも見方が変われば捉え方も違ってきます。誰が正しくて、誰が正しくないということではなく、お互いがどんな思いを持っているのか、どのように考えているのかを正確に把握することが必要です。事実と各自の気持ちの一つひとつ確かめることで、ボタンのかけ違いを発見したり、今まで見えていなかった姿が見えてきたりします。

その上で、お互いの気持ちをつき合わせることで、問題が整理されて、失われた信頼関係を取り戻し、問題解決に向けた行動の方針を立てることもできるようになります。

調整活動は、子どもやその関係者から、「相談を受けて」、「救済の申立てを受けて」または「救済の申立てがなくてもその救済と権利の回復のために必要があると認めるとき」に、擁護委員の判断で行うこととしています（青森市子どもの権利条例(以下「条例」と言います。)第18条第1項第1号～第3号)。

### (2) 令和3年度の調整活動状況

令和3年度は「調整活動」を、2件実施しました（前年度：5件）。いずれも、学校を調整先とする案件でした。学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った事案の割合が多くなっています。調整活動の延べ回数は30回となりました（前年度：44回）（表2）。

表2 相談項目別の調整先と回数

相談項目	調整先							合計 (回)
	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他行政機関	子ども・保護者		
①いじめ (特定グループの言動)	9	0	0	0	0	15	24	
②指導上の問題 (教員の指導)	4	0	0	0	0	2	6	
合計	13			0		17	30	

☆「調整活動」の年度比較はP59参照



### 3 調査活動

#### (1) 調査活動とは

擁護委員は、子どもやその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行います（「申立案件」といいます。（条例第18条第1項第2号））。

また、子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査を行います（「自己発意案件」といいます（条例第18条第1項第3号））。

事実の調査は、条例第18条第2項に定められた方法により行います。

これらは、あくまでも、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号）を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

事実の調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関（※6）に対する勧告や、市の機関以外のもの（※7）に対する要請を行います（条例第18条第1項第4号）。

#### (2) 令和3年度の調査活動状況

##### ① 申立案件

令和3年度は、申立案件はありませんでした。

##### ② 自己発意案件

令和3年度は、自己発意案件はありませんでした。

☆「調査活動」の年度比較はP59参照

---

※6 市の機関

市長、市教育委員会等（市立小中学校を含む）の執行機関をいいます。

※7 市の機関以外のもの

国、県、民間機関、私立学校、個人などをいいます。

## 4 関係機関との連携

### (1) 関係機関との連携について

子どもの権利の侵害には、子どもが発達途上にあるために自分がされていること（されたこと）が権利侵害だと理解できなかつたり、権利主張の力が弱いために自ら助けを求めることができないという特性があります。このため、権利侵害が日常化し、心に深い傷を残すことや、その後の成長に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利の侵害に関する相談と救済にあたり、市内にある各種相談機関（国、県、市、団体・個人など、また領域としては、保健、医療、福祉、教育など）と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した対応に努めています（条例第16条）。

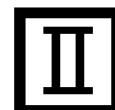
### (2) 令和3年度の関係機関との連携状況

令和3年度は「関係機関との連携」を、5件実施しました。このうち、連携先を学校としたのは4件、その他行政機関としたのは1件でした。権利侵害からの救済のために、子どもの権利相談センターが子ども（保護者）の理解を得て、より専門的な機関との橋渡し役となった案件が多くなっています。「関係機関との連携」の延べ回数は29回となりました（表3）。

表3 相談項目別の連携先と回数

相談項目	連 係 先					
	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他行政機関	合計(回)
①心身の悩み (リストカット)	0	0	4	0	0	4
②心身の悩み (学校生活)	0	0	2	0	0	2
③家族の問題 (母子関係)	0	19	0	0	0	19
④家族の問題 (進学に係る家族の協力)	0	0	2	0	0	2
⑤家族の問題 (養育に係る経済困窮)	0	0	0	0	2	2
合 計			27		2	29





## 運営会議

---

### 1 運営会議



## Ⅱ 運営会議

### 1 運営会議

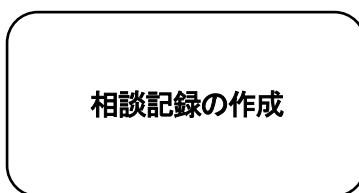
擁護委員は、運営会議を開催し、問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

運営会議では、子どもの権利相談センターに寄せられた相談及びその対応状況について、擁護委員が専門員から詳細な報告を受けて、スーパーバイザーとして、法律や教育、心理などの専門的見地から相談対応への助言・指示を行います。

#### (1) 運営会議までの主な流れ



- 子どもの権利相談センターでは、窓口相談、電話、FAX、メール、手紙、訪問の6つの方法で、調査相談専門員が相談を受け付けます。



- 調査相談専門員は、寄せられた相談ケースを運営会議で子どもの権利擁護委員に報告するため、相談記録を作成します。ただし、緊急の対応が必要と考えられる相談ケースについては、適宜子どもの権利擁護委員に報告し、対応方針に関する助言や指示を受けます。



- 運営会議は原則週1回開催し、子どもの権利擁護委員が調査相談専門員からの報告を受け、相談ケースの対応方針に関する協議を行います。運営会議には、説明や意見を求めるため、必要に応じて委員以外の人を出席させることができます。なお、運営会議は個人情報を取り扱うため、非公開としています。

#### (2) 運営会議の開催状況

令和3年度は、運営会議を48回開催しました（表4）。

表4 令和3年度運営会議開催状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(回)
4	3	4	4	3	4	5	4	4	4	4	5	48





## 広報・啓発活動

---

- 1 広報・啓発活動の役割
- 2 子どもへの広報・啓発活動
- 3 大人への広報・啓発活動
- 4 出前講座
- 5 制度・活動に関する研修、会議





## Ⅲ 広報・啓発活動

### 1 広報・啓発活動の役割

広報・啓発活動は、子どもの権利侵害を未然に防止する観点から、相談や調整、調査活動とともに重要なものであり、次のような役割を果たしています。

第一に、子どもに、子ども自身がSOSを発することができる場として子どもの権利相談センターがあることを知らせることです。

第二に、大人に、子どもを権利の主体として尊重する視点や価値観を伝え、日々の生活や子どもとのかかわりに活かしてもらえるように働きかけることです。

青森市子どもの権利条例(以下「条例」といいます。)第10条では、「子どもの権利の普及啓発と学習支援」を掲げています。条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのため、さまざまな媒体を活用して積極的に広報活動を行うことはもちろんですが、これに加え、子どもの権利の一層の理解を促すため、多様な学習の機会を提供することを規定しています。

また、あらゆる場面で、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

困ったときは、一人で悩まないで、  
どんなことでも相談してください。



## (1) 広報・啓発活動一覧

子どもの権利相談センターでは、これまで継続的に行ってきた広報・啓発活動に加え、令和3年度は新たに「子どもの権利相談センターだより」の市内各学校への配付や、青森市民図書館での「子どもの権利の日パネル展」の開催など、広報・啓発活動の拡充に努めました（表5）。

表5 広報・啓発活動の実施状況

	項目	実施時期	対象等(配付先)、掲示場所等
子 ど も	(A) 「子どもの権利相談センター」チラシの配付 ※P25参照	R3.4月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	令和2年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書の配付	R3.6月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・幼稚園、認定こども園、保育所、 認可外保育施設 ・児童生徒が利用する公共施設等
	(B) 携帯用カードの配付 ※P25参照	R3.7月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(C) 子どもの権利相談センターだよりvol. 1の配付 vol. 2の配付 ※P26、P27参照	R3.7月 R3.12月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(D) 青森市子どもの権利条例リーフレットの配付 ① 小学1年生～小学4年生版 ② 小学5年生～中学生版 ③ 高校生～大人版 ④ 特別支援学校用 ※P28、P29参照	R3.11月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(E) 「子どもの権利相談センター」子ども向けチラシの配付 —悩んでいること相談してみませんか— ※P30参照	R4.1月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等
	(E) 「子どもの権利相談センター」ポスターの配付 —悩んでいること相談してみませんか— ※P28参照 (E)表面の拡大版	R4.1月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等
大 人	(C) 子どもの権利相談センターだよりの掲示 ※P34、P26、P27参照	R3.7月 R3.12月	・市役所駅前庁舎2階 (子育て支援課前) ・青森市ホームページ
	(F) 「子どもの権利の日」パネル展の開催 ※P32参照	R3.11月	・市役所駅前庁舎駅前スクエア ・青森市民図書館7階
	「広報あおもり」への掲載 特集記事の掲載 センター周知記事の掲載	7/15号 11/15号 毎月	・市内全世帯
	出前講座の開催 ※P35参照	随時	・5名以上で参加いただける団体、 グループ
	スタッフコラムの掲載 ※P33参照	随時	・青森市ホームページ
	子どもの権利相談センターからの情報提供	随時	・青森市Facebook ・青森市ホームページ

## 2 子どもへの広報・啓発活動

### (1) チラシや携帯用カード、子どもの権利相談センターだより等の配付

子どもの権利相談センターでは、市内の子どもたちに子どもの権利相談センターを周知するため、令和3年度は、チラシや携帯用カード、リーフレットを市内の全児童生徒に、子どもの権利相談センターだより、ポスターを市内の全小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配付しました。

(A) 「子どもの権利相談センター」チラシ 表面/裏面

# 悩んでいること 相談してみませんか?

青森市役所駅前庁舎  
アウガ3階に  
引っ越しました!

こんなとき 相談してもいいのかな?

- いじめられていて、つらい・・・
- 学校に行きたくない・・・
- 家に帰りたくない・・・
- 友だち関係で悩んでいる。
- クラブチームの練習が苦しい。やめたいけど、やめさせてもらえない。

ひとりで悩まないで、お話しさせてね。

0120-370-642

(通話無料)

気持ちに寄り添いながら、一緒に対応を考えます!

法律  
沼田 寛  
(弁護士)

教育  
小林 英史  
(大学教員)

心理  
藤巻 直実  
(臨床心理士・公認心理師)

青森市子どもの権利相談センター

子どもの権利相談センターで相談  
 ☎ 0120-370-642(通話無料)  
 ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp  
 〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 市役所駅前庁舎3階 子どもの権利相談センター  
 相談できる時間 10:00～18:00 (※土日・祝日・年末年始はお休みです)

青森市子どもの権利相談センターは、行政からの独立を確保するため、子どもに関する専門の職員で構成しています。  
 住所：青森市子どもの権利相談センター3階(青森市役所駅前庁舎3階) TEL 017-734-5320

FAXそうだん & お手紙そうだん

子どもの権利 そうだん Mini レター

① このままFAXするか → FAX: 017-763-5678へ    ② この角紙を封筒に入れて送ってね

★相談したい内容は、次のどれにあてはまりますか。1つ えらんでください。

いじめ     体調     友達のこと     学校のこと     家族のこと  
 自分のこと     その他

★相談内容を書いてね。

★「子どもの権利相談センター」からのお返事がほしいときは、忘れずに、あなたの名前、住所、電話番号を書いてください。

お名前	姓
学校名	
お返事は、どれがよいか、12)に○をつけてね。	
1 FAXがよい	<input type="checkbox"/> FAX番号( )
2 電話がよい	<input type="checkbox"/> 電話番号( )
(※ 電話は、平日の午前10時～午後6時まで)	
3 手紙がよい	
ご住所 〒	

〒030-0801 青森市新町1丁目3の7 市役所駅前庁舎3階 子どもの権利相談センター 行

(B) 「子どもの権利相談センター」携帯用カード 表面/裏面

# 悩んでいること 相談してみませんか?

青森市  
子どもの権利  
相談センター

がっこう  
学校  
のこと

がそく  
家族  
のこと

じぶん  
自分  
のこと

ひとりで悩まないで、お話しさせてね

0120-370-642

(通話無料) (月～金 10:00～18:00)

あおもりし こ けんり そうだん

青森市子どもの権利相談センター

月～金 10:00～18:00  
 ※土日・祝日・年末年始はお休み

面談 子どもの権利相談センターで相談  
 市役所駅前庁舎(アウガ)3階  
 手紙 〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 子どもの権利相談センター  
 メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp  
 FAX 017-763-5678

こちらをよみるとかんたんにアクセスできます!▲

そのほか相談できるところ

いじめか?と感じたら・・・

フレンドリーダイヤル  
☎ 017-743-3600 (9:00～24:00)

一人で悩まないで相談してね

24時間子供SOSダイヤル  
☎ 0120-0-78310 (24時間受付)

住所：青森市子どもの権利相談センター3階(青森市役所駅前庁舎3階)

25

# 青森市子どもの権利相談センターだより

Vol. 1 2021年7月

みなさんは、「青森市子どもの権利条例」を知っていますか？  
 青森市子どもの権利条例は、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気にのびのびと過ごし、自分らしくゆたかに成長していくことができるように、子どもにとつてたいせつな権利を守ることを目的としています。

そして、子どもにとってたいせつな権利が傷ついたとき、青森市子どもの権利相談センターでは、みなさんといっしょに問題の解決に取り組みます。みなさんのお話をじっくり聞いて、みなさんに誇って、今もっともよいことはなにかをいっしょに考えます。必要などきは、いろいろな人と話し合いながら、「もういいよ。だいいよ。だいいよ。だいいよ。」とあなたの気持ちに、よりそっていきます。



## “子どもの権利侵害”はあなたの身近にあります

- ① クラスメイトの言葉に傷ついたり、怖くて、学校に行けない…  
 ● チームの練習がキツイ。やめたいけど、やめさせてもえない。
- ② 先生がえこひいきしているように感じる。  
 ● 女の子らしさ？ 男の子らしさ？ 性別ってなんだろう。
- ③ うまくできないと、すごく怒られる。失敗するのが怖い。  
 ● 友だちと遊びたいのに、習い事が多くて、時間がない。
- ④ 夢があるのに、親が勝手に将来のことを決めてしまう…。  
 ● 親や先生が、話を聞いてくれない。言っても無駄だ。

### 人権は“〇〇”に似ている!?

私は人権は身近ななにかに似ていると思います。だれもが知っているものなんです。人権をなにかにたとえようとするとするならば、人権は空気のようなものです。かたん、みなさんは空気の存在を意識することがないように、人権を意識することはないと思います。

しかし、人権が傷ついたとき、みなさんは空気が十分になくところに連れて行かれたときのように、息苦しさをおぼえ、人間らしいふうの生活ができなくなります。空気がないと、人間が生きていけないように、人権がないと、人間らしい生活はありません。子どもの権利保護委員 沼田委員

### 気軽に話してみませんか？

あなたが「いいよ」って言わないかぎり、あなたのヒミツはだれにも言わない。ヒミツはかならず守ります。

相談すると、尊厳があなたのお話をじっくり聞きます。安心してお話できる方法で相談してね。

あなたは世界にたった一人の大切な人です

## 青森市子どもの権利相談センター

子どもの権利相談センターで相談

電話相談 0120-370-642 (料金はかかりません)

メール相談 ao-kodomonkenri@city.aomori.jp

手紙相談 青森市新町1丁目3-7 市役所駅前庁舎3階 子どもの権利相談センター

相談できる時間 月～金 10:00～18:00

2021年3月29日 新しき場所

# 青森市子どもの権利相談センターだより

vol. 2 2021年12月

## あなたに知ってほしい！ 子どもの権利のこと。

～11月20日は子どもの権利の日～  
青森市では、国連総会で子どもの権利条約が採択された日である11月20日を『青森市子どもの権利の日』としていいます。青森市では、子どもの権利について理解を深めてもらおうと、この日に合わせ青森市内の全学校へリーフレットを配ったり、パネル展示などの活動を行っています。“子どもにとっても大切な権利”をみんなは知ることができ

たかな？  
小中学校では、授業で子どもの権利を認識とし、子どもたちに理解を深めていただきました。先生方、ご協力ありがとうございました。

★青森市子ども会議フォーラム in 青森市議会の議場  
「こうなるといい青森市」について  
青森市子ども会議委員が考える市長等へ意見を表明しました。コロナが流行しているからこそインスタグラムを使って青森市の魅力を知ってもらおうと提案をしました。子ども会議委員が堂々と意見を表明する姿は、とてもよかったです！

★子どもの権利パネル展  
子どもから大人までたくさんの方々に「子どもの権利」を知ってもらうために、市内の2か所で開催をしました。

「青森市子ども会議委員」って？  
遊びや経験を通して「子どもの権利」を広める活動をしています。  
令和3年度は21人の市内に住む小学校5年生～高校3年生が参加できます。子ども会議委員になりたい方はこちらまでお問合せください↓  
017-734-5320 (青森市子育て支援課)



### 【バーズデザインゲーム】

実際に子ども会議でも行った簡単なエクササイズを紹介します。あまり声を出さずに、楽しくコミュニケーションをとることができます。人数や、制限時間は、お好みで★みんなもクラスでやってみてね！

Let's エクササイズ

【ルール説明】  
① 誕生日の早い順(1月～12月)に並んで円を作りましょう。  
② ただし、誕生日を知るために声を出さないでください。  
③ 声を出さずに、身振り、手振り、手ぶりで自分の誕生日を伝えます。  
【答え合わせ】  
1月生まれの人から声を出して順に誕生日を言います。  
【エクササイズを教えてください】  
臨床心理士・公認心理師の資格を持つ、子どもの権利擁護委員の岡谷道夫です。子ども会議委員の明るく元気な姿を見ることが多くなりました。コミュニケーション能力を向上させるトレーニングも行っています。言葉や行動を通して、相互交流を深めています。

### 悩んでいること 相談してみませんか？

- ・ いじめられていて、つらい
- ・ クラブのコーチの指導が厳しすぎる
- ・ 家においても、安心して過ごすことができない
- ・ 学校に行きたくない…など。

相談はこちらから！

ひとりで悩まないで  
お話し聞かせてね

### 青森市子どもの権利相談センター

子どもの権利相談センターで相談

0120-370-642 (料金はかかりません)

ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7  
市役所駅前庁舎3階 子どもの権利相談センター

相談できる時間  
月～金曜日 10時～18時  
土日、祝日、年末年始はお休みです。

面談  
電話  
メール  
手紙

3階  
子どもの権利  
相談センター

〒030-0801  
青森市新町1丁目3-7

市役所駅前庁舎3階 子どもの権利相談センター

(D) 「青森市子どもの権利条例」リーフレット

**あなたに知ってほしい！！**  
**子どもの権利のこと**  
～青森市子どもの権利条例～



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。  
青森市には、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいという願いをこめた、「青森市子どもの権利条例」という市のきまりがあります。

【問い合わせ先】  
青森市福祉部子育て支援課  
〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 青森市役所 駅前庁舎3階  
TEL：017-734-5320 FAX：017-763-5678  
青森市ホームページ： <http://www.city.aomori.aomori.jp/>  
(青森市子どもの権利条例は、青森市のホームページでも見るができます。)

(高校生～大人版)

小学1年生～小学4年生版

**11月20日は**  
**青森市子どもの**  
**権利の日**



**「子どもの権利」ってなんだろう？**

すべての子どもは、親や大人から大切にされて、しあわせに生きることができます。このことを「子どもの権利」といいます。

子どもの権利は、あなたにも、ほかの人にもあります。  
自分とおなじように、ほかの人を思いやる気持ちをわすれないでください。

～あなたには、つぎのような権利があります～

おどなのやくとく



子どもの権利を大切にします！  
力をあわせて、子どもたちをささえます！  
子どもにとっていちばんいいことは何かを  
考えます！

**① 安心して生きる権利**

おどながらばんたいでん、平和で安全にくらすことができますよ。

こころや体をこわす心配はないこと、みんなを守ってもらえるよ。

どんな理由があっても差別されません。

ぼくたちはみんな、愛されながら大きく育つことができますよ。

こまっているときや不安に思っているときは、相談することができますよ。

**② 自分らしく生きる権利**

自分がきめた夢や目標に向かってチャレンジしよう。

自分が思ったことや感じたことは、自由に表現していいんだ。

自分にとって必要なことをおしえてもらえるよ。

自分一人が大切な存在なんだ。

ひととちがっていることは、はずかしいことじゃないよ。

安心してすごすことができる時間や場所をもつことができますよ。

**③ 豊かで健やかに育つ権利**

子どもは、遊んだり、学んだりしながら育つことができますよ。

青森市の伝統や文化にふれることも大切だよ。

青森市の豊かな自然も、私たちがたくましく育ててくれるよ。

まちがったり失敗したりすることをこわがらないで、どんどんチャレンジしてみよう。

芸術やスポーツにふれることも、心を豊かにするためには大切だね。

**④ 意見を表明し参加する権利**

自分の思いや考えを言ってもいいんだよ。

ぼくたちの意見は、大切にしてくれるよ。

仲間であつまって、自分たちで活動することができるよ。でも、相手のめいわくになるようなことは、してはいけないんだ。

相手の思いや考えも大切にしないね。

28

「青森市子どもの権利条例」の大事な考え方は？

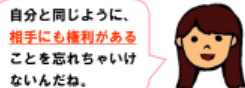


条例では、次のような考え方もとついて、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

- ★「子どもの最善の利益」を優先します！  
子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今ももっとも良いことは何かを第一に考えます。
- ★子ども一人一人が権利の主人公です！  
子どもは、大人に守られるだけの存在ではなく、自分の意見を言ったり、自分の権利を認めもらうことができます。
- ★成長に合った、さまざまな支援が受けられます！  
子どもは、一人一人の年齢や学年、発達段階に応じた支援を受けることができます。
- ★ほかの人の権利も大切です！  
子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の権利を大切にしなければなりません。
- ★子どもの権利を大切にするのは大人の役割です！  
親や学校の先生、地域の人も、すべての大人は、子どもの権利を大切にしなければなりません。



相手を思いやる気持ち  
が大切だよ！！



自分と同じように、  
相手にも権利がある  
ことを忘れちゃいけ  
ないんだね。

11月20日は「青森市子どもの権利の日」

みんなにはどんな権利があるの？

すべての子どもは、生まれたときから、しあわせに生きるための権利を持っているよ。子どもたちが、健やかに成長できるように、「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を次のように定めているよ！



安心して生きる権利

守ってもらえる！  
助けてもらえる！  
いじめられない！  
暴力・差別を受けない！  
相談できる！  
命が守られる！

豊かで健やかに生きる権利

遊ぶ！学ぶ！  
いろいろな体験できる！  
楽しい時間を通す！  
失敗しても何度でも  
チャレンジできる！

自分らしく生きる権利

ありのままの自分でいられる！  
安心できる居場所がある！  
プライバシーが守られている！  
自由に過ごせる時間がある！

意見を表明し参加する権利

知りたいことを教えてもらえる！  
自分の気持ちや考えを表現できる！  
自分に合った活動ができる！  
話し合いの場にいられる！

いま、不安だ、悲しい、苦しいと  
感じているとしたら、  
安心して生きる権利が  
守られているとは言えません！



自分の気持ちや考えを  
なかなか言えないー

自由な時間がないー

1 「青森市子どもの権利条例」とは？

青森市では、「子どもの権利条約」(※1)の理念に基づき、子どもが愛憎をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

〔※1〕「子どもの権利条約」

世界中の子ども一人一人が人間として当然持っている権利を保障し、子どもたちがそれらの権利を行使できるように1989年(平成元年)に国際連合において採択されました。我が国は1994年(平成6年)に批准しています。

2 子どもの権利保障の基本的な考え方

この条例では、子どもの権利保障は、次のような基本的な考え方から従って進められなければならないことを定めています。

**子どもの最善の利益を優先して考えること**  
「子どもの最善の利益」とは、「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今ももっとも良いことは何かを第一に考える」という子どもの権利条約の基本理念に基づいた考え方です。

**子ども一人一人が権利の主体として尊重されること**  
子どもは、単に保護される対象ではなく、権利を行使する主体でもあるという考え方です。

**子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること**  
子どもは、その年齢や成長、発達段階に応じて、それぞれ異なる対応が求められることから、子ども一人一人の成長や発達の進捗に応じた適切な支援が行われるべきであるという考え方です。

3 大人の責務

この条例では、子どもの権利を尊重するために、大人が果たさなければならない責務を定めています。子どもの権利を尊重することは、単に子どもの要求や意見をそのまま受け入れることではなく、子どもの最善の利益を考慮して行われなければならない。

保護者の責務

保護者は、子どもの第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

地域住民の責務

地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

育ち学ぶ施設(※2)の関係者の責務

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を担うことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

〔※2〕育ち学ぶ施設

保育園、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設のこと。

11月20日は「青森市子どもの権利の日」

4 子どもにとって大切な権利

この条例では、子どもには、健やかに成長し発達していくために、次のような権利が保障されなければならないことを定めています。

安心して生きる権利

- ・命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- ・愛情をもって育まれること。
- ・食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- ・いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- ・性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- ・困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

自分らしく生きる権利

- ・自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ・自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- ・プライバシーや自らの名誉が守られること。
- ・自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- ・自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- ・自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- ・安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

子どもの権利は、何らかの義務を果たすことを条件に保障されるものではなく、生まれながらにして、すべての子どもに無条件に認められるべきものです。

豊かで健やかに育つ権利

- ・遊ぶこと。
- ・学ぶこと。
- ・芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- ・青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- ・まちがいが失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

意見を表明し参加する権利

- ・家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- ・自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- ・自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- ・仲間をつくり、集まり、活動すること。

他人の権利を尊重することも大切です！！



この条例では、子どもが権利を行使する際には、社会のルールを守り、他人の迷惑にならないようにする必要があるので、「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません」(第9条)と規定しています。



(E) 「子どもの権利相談センター」子ども向けチラシ 表面/裏面

「子どもの権利相談センター」ポスター（表面のみ）

# 悩んでいること 相談してみませんか？

18歳未満のお子さんのご相談ができます！  
お気軽にご相談ください！

こんなとき 相談してもいいのかな？

- いじめられていて、つらい・・・
- 学校に行きたくない・・・
- 家に帰りたくない・・・
- 友だち関係で悩んでいる。
- クラブチームの練習が苦しい。やめたいけど、やめさせてもらえない。

ひとりで悩まないで、お話をさせてね。

0120-370-642

(通話無料)

FAXそうだん & お手紙そうだん

子どもの権利 そうだん Mini レター

① このまま FAX するか → FAX: 017-763-5678 へ    ② この用紙を封筒に入れて送ってね

★相談したい内容は、次のどれにあてはまりますか。1つ えらんでください。

いじめ     体罰     友達のこと     学校のこと     家族のこと

自分のこと     その他

★相談内容を書いてね。.....

★「子どもの権利相談センター」からの返事がほしいときは、忘れずに、あなたの名前、住所、電話番号を書いてください。

お名前	オ
学校名	
お返事は、どれがよいか、上二に○をつけてね。	1 FAXがよい <input type="checkbox"/> FAX番号( ) 2 電話がよい <input type="checkbox"/> 電話番号( ) 3 手紙がよい <small>(※ 電話は、平日の午前10時～午後6時まで)</small>
ご住所	

〒030-0801

子どもの権利相談センター 行

青森市 青森市役所駅前庁舎3階

青森市子どもの権利相談センター

子どもの権利相談センターで相談

☎0120-370-642 (通話料金はかかりません)

ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

〒030-0801

青森市新町1丁目3-7

市役所駅前庁舎3階 子どもの権利相談センター

☎017-763-5678    相談できる時間    10:00～18:00

※ 土日・祭日・年末年始は休みです

## (2) 小・中学校における「青森市子どもの権利条例」の理解を深める活動の実施

子どもの権利相談センターでは、市教育委員会と連携し、11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、子どもの権利に関する理解を深めるための活動を実施しています。市内各小・中学校では子どもの権利について学習する場を設け、子どもの権利相談センターが配付した「青森市子どもの権利条例」リーフレットを活用しながら「子どもにとって大切な権利」について理解を深めました。

☆「青森市子どもの権利条例」リーフレットはP28、P29 参照

### 【 子どもの権利の学習後に寄せられた感想です 】

- 私は、あまり権利ということについて考えたことがなかったけど、「子どもの権利条例」のおかげで色々分かりました。私が一番好きな権利は、「自分らしく生きる権利」です。自分らしく生きるには、ありのままの自分でいれば、自分が好きな居場所が見つかるようになりました。一人じゃなく、必ず周りに守ってくれる人がいると分かりました。  
(小学5年生)
- 私は服を買うときに男子のコーナーに行き過ぎて買うことが多くて、その時には家族に「おかしい。」と言われることが多かったです。でも、女の子でもそういう格好の人がいるし、逆に男の子がスカートなどを履いている人がいるので気にしないようにしました。私は中学生になったら、制服はズボンにする予定です。家族に反対されるかもしれませんが、自分の気持ちをきちんと家族に伝えていきたいと思いました。  
(小学5年生)
- 子どもの権利について特に大切だと思ったことは、自分らしく生きる権利だと思いました。誰かに決められたから、そのとおりにやるんじゃなく、自分の意見を持ち、自分らしく生きるのがとても大切で、一番自分らしく生きられると思いました。  
(中学2年生)
- 学級の色々な話し合いの中で、「自分の意見を言ったら反対されるかも」と思って、自分の意見を言えないことがたまにあります。けど、それは「意見を表明し参加する権利」が守られていないということを知りました。しっかり自分の意見を言えるようにしたいです。  
(中学2年生)



☆本文は原文のまま掲載しています。

### 3 大人への広報・啓発活動

#### (1) パネル展示による広報・啓発活動

子どもの権利相談センターでは、大人を対象に子どもの権利について周知するため、11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、「子どもの権利の日パネル展」を開催しました。令和3年度は、市役所駅前庁舎駅前スクエアに加えて、新たに、青森市民図書館でもパネル展を開催し、子どもの権利の普及・啓発に努めました。

(F) 「子どもの権利の日」パネル展






市役所駅前庁舎駅前スクエア（11月10日～14日）



青森市民図書館（11月3日～30日）

## (2) 青森市ホームページにスタッフコラムを掲載

子どもの権利相談センターでは、青森市ホームページに子どもの権利相談センターのページを開設し、擁護委員の子どもの権利に関する思いや感想などをコラムとして掲載しています。令和3年度に掲載したスタッフコラムは次のとおりです。

 <p>沼田 徹 委員</p>	<p><b>第1号～第3号 校則と子どもの権利について①～③</b></p> <p>「ブラック校則」に対する社会的批判の高まりから、不合理な校則に基づく指導が、人権や子どもの権利の観点から議論になっていることを背景に、“校則は何のために認められるのか”についてお話しています。</p>
 <p>小林央美委員</p>	<p><b>第4号 子ども自身が権利行使を行うために①</b> ～ 権利行使の第一歩は「権利を学ぶこと」～</p> <p><b>第5号 子ども自身が権利行使を行うために②</b> ～ 意見表明権の行使は考えを深める力にもなる～</p> <p><b>第6号 子ども自身が権利行使を行うために③</b> ～ 意見表明権はすべての権利を守る大切な権利～</p> <p>子どもの権利の一つである「意見表明権」の重要性や、権利行使する子どもたちの背中を押すために大人にできることについて、子どもたちの経験談を交えてお話しています。</p>
 <p>関谷道夫委員</p>	<p><b>第7号 揺らぐ“多様性と調和”①</b> ～ 『うちの子は学校に行けないのに』～</p> <p><b>第8号 揺らぐ“多様性と調和”②</b> ～ 人と違ってはダメですか？～</p> <p><b>第9号 揺らぐ“多様性と調和”③</b> ～ 普遍的な価値観の曲がり角！？～</p> <p><b>第10号 揺らぐ“多様性と調和”④</b> ～ 風通しの良い教室には、どんな風が吹くのだろう！～</p> <p>子どもにとってのストレスの温床とは何か。“多様性と調和”をテーマに相談事例を振り返りながら、今日的な課題についてお話しています。</p>

☆詳細は青森市ホームページ「子どもの権利相談センター（スタッフコラム）」をご覧ください。

## (3) 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法等を掲載

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利相談センターの周知を行うため、毎月1回、「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載しています。

また、7月15日号には、子どもの権利相談センターの1年間の活動を紹介するため、擁護委員が市長に令和2年度の活動報告をした際の記事を掲載したほか、11月15日号では子どもの権利条例の特集記事を掲載しました。

#### **(4) 市役所駅前庁舎・青森市ホームページに子どもの権利相談センターだよりを掲示**







子どもの権利相談センターでは、7月と12月の2回、子どもの権利相談センターだよりを作成し、市内の全小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配付しました。センターだよりは、青森市ホームページの子どもの権利相談センターのページでご覧いただけるほか、青森市役所駅前庁舎2階にも掲示しています。

☆センターだよりはP26、P27 参照

## 4 出前講座

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利の普及・啓発を図るため、擁護委員による出前講座を実施し、子どもの権利について学び、理解する機会を提供しています（表6）。

表6 出前講座の実施状況

実施時期	講演テーマ	参加者(団体)	参加者数
R3.5月	 今、なぜ「子どもの権利」なのか？	青森市家庭教育 サポーター連絡会	10人
R3.6月	 子どもの権利に関する講義	市子ども会議委員	15人
R3.8月	 職員研修として 「校則と子どもの権利について」	青森市立浪岡中学校 教職員	21人
R3.9月	 弁護士という立場からの 「子どもの権利条例」	青森市立筒井中学校 生徒	50人
R3.10月	 子どもの権利のお話について	市子ども会議委員	6人
	 「子どもの権利条例」の視点を 子育てや教育のヒントにしてみませんか ～ほんの少し優しくなれるコツ(考え方)～	青森市立戸山西小学校 教職員	17人

出前講座の  
ご意見・ご感想の  
一部を紹介します！



- ・ 「校則だから守らなければならない」ではなく、  
子どものためになっているのか当事者意識を持つことが大事だと思った。
- ・ 子どもが権利を知り主張する大切さと、大人が子どもの権利を理解し守る大切さを知ることができました。
- ・ 子どもの課題の解決者は、子ども自身ということがよく分かりました。親や教員もいずれは離れていき、自力した存在になるときに、自分で解決策をみつけられるようになるといいな。その手立てとして大人の存在が重要だと思いました。
- ・ 最初に話していただいた通り、権利とは空気のようなものなので、意識しないと守る事も、存在を感じることもできないと思いました。



☆本文は原文のまま掲載しています。

## 5 制度・活動に関する研修、会議

### (1) 2021 年度子どもの権利条約総合研究所研究会

#### あらためて“子どもオンブズワーク”について考える

##### —「子ども条例」に基づく子どもの相談・救済機関の成果と課題から—

日 時：令和3年11月27日（土）13：30～16：00

開催方法：オンライン

内 容：積極的な活動を展開している自治体より、実際の“子どもオンブズワーク”や機関設置による成果と課題の報告を受け、あらためて子どもの相談・救済機関の制度設計や“子どもオンブズワーク”について学び、考える。

報 告 者：とよた子どもの権利相談室「こことよ」 代表擁護委員 石井 拓児氏

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」 代表委員 間宮 静香氏

西東京市子どもの相談ほっとルーム 代表擁護委員 野村 武司氏

コーディネーター：半田 勝久氏（「子どもの相談・救済関係者会議」コーディネーター、  
世田谷区子どもの人権擁護委員）

浜田 進士氏（「子どもの相談・救済関係者会議」コーディネーター、  
前宝塚市子どもの権利サポート委員）

### (2) 内閣府 令和3年度相談業務研修（聴講生として受講したものを記載）

日 時：令和3年12月9日（木） ① 14:00～15:45、② 16:00～18:00

10日（金） ③ 13:15～14:15

開催方法：オンライン

内 容：困難を有する子ども・若者の相談業務にあたる職員を対象に、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の特性やその家族についての理解、支援方策について実践的に学ぶ。

講 師：①「心療内科医が教える 家庭でできるセルフメンタルケア」

／日本摂食障害治療研究所所長 山岡 昌之氏

②「ヤングケアラー（介護を担う子ども）・若者ケアラーの実態と必要な支援」

／日本女子大学名誉教授、一般社団法人日本ケアラー連盟代表理事 堀越 栄子氏

③「子供・若者の自殺の現状と対策」

／特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク代表 清水 康之氏



## 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「それでも種をまきましょう」

子どもの権利擁護委員 沼田 徹

「今だからこそ前へ…」

子どもの権利擁護委員 関谷 道夫





## IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

---

### それでも種をまきましょう



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

ヨーロッパで戦争が起きました。

戦争は、最大の人権侵害です。子どもを始めとした多くの一般市民が犠牲となり、人間らしい生活の基盤が根こそぎ奪われている事態に強い憤りを禁じ得ません。

人権を訴えたところで、進撃する戦車の前では無力であり、ずたずたに踏みにじられ、何の役にも立たないもののようにも思われます。

しかし、果たして本当にそうでしょうか。

人権は、人間が長年に渡り犯してきた間違い、失敗のリストです。人間は、歴史上、同じような過ちを繰り返してきました。それは、人間にはいわば間違いを犯す「素（モト）」が元々備わっているからです。たとえば、誰しものが、自分と類似した者を好んで仲間とし、異質の者を排除しがります。自分にとって都合のよい情報ばかりを集め、これに反する情報は無視しがります。つまり、見たいものしか見ず、聞きたいものしか聞かない傾向があります。したがって、偏見は避け難く、それが差別に発展すると人権侵害が生じます。

このような人間への深い洞察をも踏まえ、先人は、歴史から学び、間違いを繰り返さないようにとの願いを込めて人権という理念を創り出しました。そして、世界人権宣言や国際人権規約が定められ、今や人権の理念は世界共通のものとなっており、世界のどの国でも、正面から人権の理念を否定することはできません。侵略戦争という最大の人権侵害を正当化する国は、世界中の人々から大きな非難を浴び、経済的にも文化的にも世界が緊密に結びついている国際社会において孤立をし、戦争で奪い取る領土があったとしても、これと比較にならない遙かに多くのものを失うことは明らかです。

また、表現の自由を始めとした人権の保障が真に実現されている国においては、仮に為政者が侵略戦争を仕掛けようとしても国民がそれを簡単に許すはずがありません。



そこで、世界中の人々が本当に人権の意味を理解し、世界の隅々まで人権の理念を押し及ぼすことができれば、必ずや人権侵害の最たるものである戦争を防止することができるはずで

す。ですから、人権の理念を世界に広げることは、真の意味で戦争を抑止することにつながります。

ここ青森市において、その隅々まで人権や子どもの権利の理念を押し及ぼしたいと思います。現実の戦争を今すぐ止めることはできなくても、戦争のない未来の世界を目指し、人権や子どもの権利の種をまき続けるならば、いつの日かやがて必ずや大きな実りをもたらしてくれるはずで

す。未来の結実を信じ、その種をまき続けましょう。



(ぬまた とおる 弁護士)

## 今だからこそ前へ…



子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

### 1. 逆境と生きる力

自然もときどき想定外の悪戯をします。初冬の大雪で、傾斜のきつい大屋根に溜まっていた重い雪が、山崩れの土石流のように、雪囲いした馬酔木（あせび）・つつじ・椿などの庭木を直撃し、一挙になぎ倒してしまいました。

冬の間、ずっと雪の下に埋もれていましたが、3月になって、雪崩の人命救助のように、丁寧に掘って助け出しました。無残に根元から折れ曲がっていました。

暖かくなったら、不屈の生命力で立ち上がり、連翹（れんぎょう）の黄色い花は眩く咲き誇り、沈丁花（じんちょうげ）は芳しく匂ってくれることを祈っています。

### 2. 一途な想い

学生から、好きな女優は誰ですか？と聞かれたので、団塊世代としては「吉永小百合」の名をあげました。学生時代に横浜駅西口相鉄ビルの名画座で見た『キューポラのある街』では、貧しいながらも、必死で生きる少女を演じていました。凛としてひたむきな眼がとても魅力的でした。

『愛と死を見つめて』など、清楚で純真な女優というイメージが強く、「芯が強い」「誠実」「一筋」「真摯」「周りに流されない」という形用句が似合っています。スクリーンでは、情に絡む人間像も演じていますが、ピュアなイメージは今も変わりません。吉永小百合の生き方からは、自分の感性を信じて、ひたむきに、一途に生きようとする姿勢が、静かに伝わってきます。意外と、こんな雰囲気が好きです。

最近の『北の桜守』では、ソ連軍の対日参戦により、南樺太から、命からがら網走に引き揚げてきた母親を演じています。樺太に残った夫はシベリアに送られ、そこで亡くなります。戦後の日本で、辛い記憶を引きずりながらも、過酷な半生を、母として、一人の女性として生き抜きます。職場の同僚に、映画と同じ経緯で、父が樺太で捕虜となり、母子だけで北海道に引き揚げてきた人がいました。あらがえぬ運命に翻弄される人生があります。

吉永小百合には、厳しい北の風景が似合っています。

### 3. シベリア抑留とトラウマ

私的な話で恐縮ですが、ロシアによるウクライナ侵攻で、亡くなった父を思い出しました。父は、3年半満州の戦地で戦い、ソ連の参戦により、圧倒的な戦力差の前に成す術もなく捕虜となり、4年半シベリアでの苛酷な抑留生活を余儀なくさせられました。極寒の強制収容所（ラーゲリ）に収容され、劣悪な環境の中で重労働を強いられました。一個の黒パンを争って分けた隣の収

容者が次の朝には凍っていたといいます。舞鶴に帰還した後に生まれた私は、当然、そんな過去を知る由もありませんでした。

今になってみると、父には、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状（戦争の話題に触れない回避・麻痺症状、悪夢やフラッシュバックなどの再体験症状など）が歴然と出現していました。夜中に、大汗をかいて叫んでいる父を母がいつも揺り起こしていた記憶があります。晩年に認知症になって、息子の名前も顔も忘れていたのに、MRI 検査を受けさせようとした時「こんなところに閉じ込めるのか」と怒り狂ったことがありました。閉じ込められる恐怖は身体に染みついているようでした。

父は、余生を過ごすかのように、平凡で慎ましい生活をしていこうと決めていたのだと思います。人前に出ることも、もちろん社会的な上昇志向もありませんでした。一兵卒としての満州での戦争体験も苛酷なシベリア抑留生活も語ることもありませんでした。



後年、これに少しずつ触れるようになって、父が語ったことで強く記憶に残っているのは『人間はどんなことでもする』という言葉です。どんなことが父の頭の中に浮かんでいたのか？こども心に、その具体的な中身を聴いてはいけなと感じていました。

もう一つは『弾は後ろから飛んでくる』という言葉です。単純に、最前線の兵士には後方の味方から撃たれた弾が当たるという意味だと理解していました。後になって、つなぎ合わせてみると、もっと複雑な感情が含まれていたのだと気付きました。

「雨あられのように降り注ぐ砲弾の中で、現地の状況を見殺した戦闘命令が出された」「上官はただただ威張り腐っていた」「圧倒的な戦力差で何もできないまま投降した」と呟いていました。

名著『失敗の本質』のノモンハン事件では、大兵力、大火力、大物量主義の敵に対して、情報の受容や解釈の独善性、戦闘での過度な精神主義により、敵を知らず、己を知らず、大敵を侮っていたと日本軍の体質を分析しています。昭和14年のノモンハン事件の大きな失敗と犠牲が、太平洋戦争にもソ連軍の対日参戦にも生かされることなく、再び同じことが繰り返されました。自己革新と軍事的合理性を追求できなかった日本軍の硬直した体質が象徴されています。父は、それまで威張っていた上官達が、捕虜になった途端、見苦しい卑屈な行動をとったと蔑んでいました。大義名分を振りかざす人を信用していませんでした。味方から弾が飛んでくるというのはそういうことだったのではないかと思っています。戦後においても、極寒の地で、死ぬ間際まで体験した抑留者に対する慰労は形だけのものでした。（父は受け取ろうとしませんでした。）父の兵籍簿をみる機会がありました。シベリア抑留期間は何もなかったかのように空欄でした。

そんな父が、平和な時代に、耳触りの良い言葉を並べる（いわば偉そうなことを言っている）息子をどんな気持ちで見ているのか？ その答えは、今の私には分かります。

#### 4. 普遍的価値の追求とバックラッシュ（揺り戻し）

新型コロナウイルスの蔓延で暗闇のように先が見えない中、今度は、国連の常任理事国でもあるロシアのウクライナへの侵攻です。圧倒的な武力を背景に、臆面もなく独立国家である隣国に攻め入りました。帝国主義の再来のようです。強大な武力・組織的暴力で他国を制圧・支配しようとする

る歴史的な蛮行が、世界中の人が見ている前で堂々に行われています。「祖国の独立」を守ろうとするウクライナの激しい抗戦に遭い、今も、ロシア軍は首都キーウを陥落出来ていません。(3月31日現在) この報告書が発表される頃、ウクライナ全土はどのようなのか? 悲惨な事態になっていないことを願うばかりです。



(子どもの権利擁護の活動では、いつも客観的に両者の主張を聞いており、一方だけに肩入れすることは稀です。今の痛ましい状況を見てみるとそのような気持ちにはなれません。)

これらについて、軍事・政治・経済・国際関係・歴史などの観点からの精緻な分析は、専門家や研究者の皆さんに任せることにして、個人的には、何と云っても、**彷徨える自由・人権などの普遍的価値(理念)の行方**に注目しています。**武力による侵略行為はまさに人権侵害**です。当センターは、子どもの権利擁護という視点で活動していますが、同じように、暴力・差別・偏見・貧困などと戦い、自由・平等・公平…などの普遍的価値を実現しようと活動している人が世界中にたくさんいます。しかし、専制政治や恐怖政治の前では、人権などの普遍的価値は、ただの紙切れ同然で、まともに尊重されることはありません。

今般のロシアによる暴力的な軍事進攻は、辛うじて培ってきた努力を、一方的に踏みにじるものです。「自由」「人権」「国際秩序」を無視し、歴史ある多くの建物やインフラを破壊し、ウクライナ国民の多くの命を無差別に奪っています。生物化学兵器や核兵器の使用をほのめかし、原子力発電所にも攻撃を加えました。学校や小児科・産科病院までもが標的にされ、多数の子どもが犠牲になっています。多くの市民のロシアへの強制連行も行われています。一般市民を標的にして、恐怖心や無力感を植え付けようとしています。軍事大国による傍若無人な社会正義に反する暴挙です。

我々がこれまでの歴史の中で、少しずつ培ってきた「自由・平等」「人権」「他者の尊重と敬意」「弱者やマイノリティへの配慮」「民主的な話し合い」という普遍的価値も、圧倒的な軍事力の前に、破壊され、崩壊しました。そこで支配する論理は、「力が正義」「強者が勝つ」という極めて原初的な論理です。これは「攻撃性」「衝動性」という生物学的な本性に近いものです。

「ヒトが脳で拵えてきたものの脆さ」を、凶らずも、最近の緊迫した国際情勢の中で学ぶことになりました。積み重ねてきた国際秩序を完全に無視し、問答無用とばかりに武力で他国を侵略していく様をみて、虚しさが増幅しています。人は誰でも、状況によっては、どんなことでもするものだとして自覚して、“**そこまで至らないようにすること**”が最も重要なのだと痛感しました。

ジェンダーの世界で「**バックラッシュ (Backlash)**」という言葉がよく使われます。揺り戻し、はね返り、反動、反発、逆戻りという意味です。男女平等や性の自己決定を主張するジェンダーという概念が普及する一方で、それを巻き戻すかのように、曲解や歪曲に基づいた守旧的な批判や敵意や反発が登場してきます。ジェンダーに限らず、あらゆる進歩的な営為に対して行われます。現実には、むしろ二つの価値観を揺れ動いている、行ったり来たりしていると認識した方が良いのかもしれない。まさに、多くの痛みと苦しみの「**負の遺産**」の上に、少しずつ理想は構築されてきたのです。

## 5. 集団（共同体）の怖さ

当センターは、「いじめ」「虐待」「対立」「差別・排斥」などの個別の事案で、集団力動が有する**ネガティブな側面**と向き合っています。

もともと集団（組織）は、我々に多くの恩恵を与え、我々を守り、安心感を与えてくれる**護送船団（コンボイ）**のようなものです。一方で、集団は、良くも悪くも「**魔性**」「**魔物の顔**」のリスクも持っています。

集団の絶対的な関係性の中では、個々の構成員の資質を超えた想定外のことが度々起こります。非道徳・反社会的な人が残虐なことをするのではなく、どんな普通の良心的な人であっても、閉鎖的な空間や、服従せざるを得ない関係の集団に置かれれば、簡単に支配され、意に反して、どんな残虐なことでも実行してしまう可能性があります。

多くの人はきっと「自分はひどいことはしない」「理性的な行動をする」と思っています。しかし、人間の闇を明らかにしようとした過去の心理学実験（「**スタンフォード監獄実験**」「**ミルグラムの服従実験**」）、自分に大きなリスクがあったとしても相手に得させないようにする「**スパイト行動**」の心理機制、戦争や犯罪の現実をしっかりと見つめれば、実証的にも、歴史的にも、人間はどんな理不尽な行為も行う可能性があることを示しています。人間は、そういう集団、そういう関係にいざ組み込まれば、個人の意思や人格にかかわらず、平気で残虐なことをやり、人を傷つけることがあるのだということを胸に刻まなければなりません。

心理臨床を長くやってきて思うことですが、絡み合った蜘蛛の巣（ネットワーク）のような対人関係に、簡便な「**ソリューション（解決法）**」はないということです。**それぞれが自分の「正義」を主張し、不毛な対立・攻撃が続く**ことがほとんどです。人と人の関係は魔物を抱えています。生き物としての生来的な「**攻撃性・衝動性**」と、人類が負の歴史から学び、少しずつ積み上げてきた「**知恵**」との間を、絶えず揺れ動いているような気がします。

「人権」「権利」はこの象徴的なものです。「**子どもの権利**」などは実に疎かにされてきました。歴史的にも、「**親の所有物**」であるかのように、無視され、軽んじられたことがありました。多くの命、多くの涙、多くの失敗の上に、人類の知恵の集積である「**子どもの権利擁護**」の理念を育んできたのです。

## 6. 子どもへのメッセージ

学校や家庭で日頃教えている教育コンテンツと、今般のロシアによる有無を言わせぬ武力侵攻との乖離を、どのように理解し、説明したらよいのでしょうか？子どもの権利を主張する一方では、ウクライナのように容赦なく多くの子どもが殺されています。いつもは、「いじめ・暴力はいけません」「みんな仲良くしましょう」「相手の気持ちを尊重しましょう」「話し合っ



子どもに対して、皆さんならどのような文脈でお話しますか？

- ① 日常の人間関係と国家間の関係とは別次元の問題だ。
- ② 平時と戦時では求められるものが違う。（人権が尊重されるのは平和な時だけ。戦時では、そんなものは無視されて、武力による解決や強者の論理が優先される。）
- ③ もともと自由や人権などは脆くて儂いもの。ヒトの攻撃性は根強い。
- ④ 今回は、独裁者の独善的な思考・行動パターンによるもので、ごく稀な例に過ぎない
- ⑤ 身近ないじめや暴力も、他国への侵略も通底するものは同じである。
- ⑥ 人には建前と本音がある。
- ⑦ イスラム社会や専制国家などを見れば分かるように、国家・民族・宗教・社会体制によってその価値観は大きく違う。
- ⑧ 話題にしない。（刺激が強い、日本の現状と違い過ぎて参考にならない、関心がない…）
- ⑨ その他

あまり明快な答えが浮かんでできませんが、教室の児童生徒や自分の子どもに聴かれたら、なんと答えるのでしょうか？

子どもの中には、一連の悲惨なニュース画像をみて、心身の変調をきたしている子がいるかもしれません。感受性が強い、被暴力体験がある、日常的にストレスが溜まっている、周囲に寄り添う人がいない子などはリスクが高くなります。適切なコーピング<sup>※8</sup>が求められます。

泣き叫び逃げ惑う親子の姿、ミサイルで爆破される建物、掘った穴にどンドン葬られる遺体、市民ら約1,000人が避難していた劇場が空爆され、地下にいた多くの人が犠牲になった映像、詭弁を弄し自分の正当性を主張するプロパガンダ…が頻繁にメディアに登場するのですから、何も感じない方が不思議です。でも、真つ当に報道しなければ、ゲームソフトの中の戦争と同じで、現実感のあるものとして受け止めないでしょう。ゲームの世界では、ボタン一つで人を殺し、リセットすれば、生き返ってしまうのですから。（日本臨床心理士会・日本公認心理師協会は『**専門家がすすめる、子どもと戦争について話すときの5つのポイント**』をオープンにしています。）

最初に、突拍子もなく、どのように説明するのか？と聞きましたが、本当はどのような答えも間違っていないと考えています。少なくとも、自由や人権などの普遍的価値も、聖域のように、単独で存在できるものではないようです。政治・経済・社会状況・文化・歴史などを含めた包括的な議論が必要だと思いました。一方で、ウクライナの人々が見せてくれたように、苛酷な現実を安易に受け入れるのではなく、求め続けてきた理想を、汗と涙そして知恵で実現する気概も必要だと感じました。いずれにしても、独立と自由を、極めて現実的なものとして、死と向き合いながら戦っている人々がいることは忘れてはいけません。平和な時にこそ、やるべきこと、培っておくことはなんだろう？と考えています。



※8 コーピング

ストレスに対処するためにとる行動のこと。



首都キーウへの無差別攻撃も予想される中で、戦闘員ではない一般市民まで多くの人（約200万人？）が、命をかけてキーウに残っているとされています。今の私の心境は、祖国に残ることを決意したウクライナの人々の一人ひとりの強い意思とその生き様をリアルに見て、強く記憶に残したいということです。理不尽な侵略を、どう捉え、どのような覚悟で、どう抗戦し、どうなったか、これからどうするのか？を目に焼き付けておきたいと思います。

小国ウクライナは、SNSを中心とした情報戦、国際的な情報提供・軍事支援、衛星ネットワークシステム、サイバー民兵によるサイバー攻撃、IT戦など、大きな戦力差はあっても、柔軟で強靱な戦い方をしています。圧倒的な武力の前に、軍事的には、一時的に占拠されるかもしれません。しかし、強い魂で、粘り強く生き残っていくと考えています。長い歴史がそれを物語っています。

ウクライナ国歌の名は、図らずも、『ウクライナは滅びず』なのだそうです。今のためにあるような国歌です。変なもので、外国の国歌をYouTubeで聞いて、初めて涙をこぼしました。他国の支配に抗して血を流し、独立と自由を獲得するために戦い続けてきたコサックの民の誇りを感じます。少し戦闘的な国歌に、常に周りの国と戦ってきたウクライナの歴史が凝縮されています。

『自由』の言葉が何度も登場します。日頃は、心地良いだけの抽象的な概念にみえますが、他国の侵略に身体を賭して戦い、血を流してようやく勝ち取るのが「自由」なのだ、ウクライナの人々の姿から学びました。決して天から与えられるものではありません。

ウクライナは未だ滅びず その栄光も 自由も  
同胞よ 運命は 我らに再び微笑むだろう  
我らの敵は 太陽の下の露の如く消え  
我らは国を治めよう 我らの地で

ソフィアローレンとマストロヤンニの映画『ひまわり』のファーストカットとラストシーンでは、無数のひまわりの花が風に揺れていました。ウクライナの地平線の彼方までひまわり畑が続いています。太陽に向かって大輪の花を咲かせるひまわりは、ウクライナの国花です。「ご覧なさい、このひまわりの畑の下には、多くの兵士や捕虜、そして多数の農民・老人・女・子供の死体が埋まっている…」というセリフが印象的でした。今のウクライナの惨状と重なり、胸に込み上げるものがあります。雪原を無残に敗走する兵士たちや山の上まで続く墓地のシーンでは、父のシベリア抑留を想起しました。

今日の報道では、公園の片隅に掘られた溝に、遺体が次々と投げ込まれるリアルな映像が放映されていました。「この街路樹の下には、ウクライナの自由のために戦った多くの兵と市民の遺体が埋葬されている。」と語られる時が来るのでしょうか！？

『ひまわり』では、ヘンリー・マンシーニの甘く切ない音楽が流れていました。



(せきや みちお 臨床心理士・公認心理師)



## 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格
- 2 運営体制
- 3 相談・救済の流れ



## V 青森市子どもの権利相談センターの概要

### 1 設置目的と性格

子どもの権利侵害は、子どもが被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性があります。そのため、子どもの気持ちを早期に受け止め、できるだけ子どもに寄り添う専門の救済機関が必要になります。

このことから、青森市では相談に応じるだけでなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、青森市子どもの権利条例の規定に基づき「青森市子どもの権利擁護委員」を設置し、青森市子どもの権利相談センターを開設しました。擁護委員の法的性格は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関です。

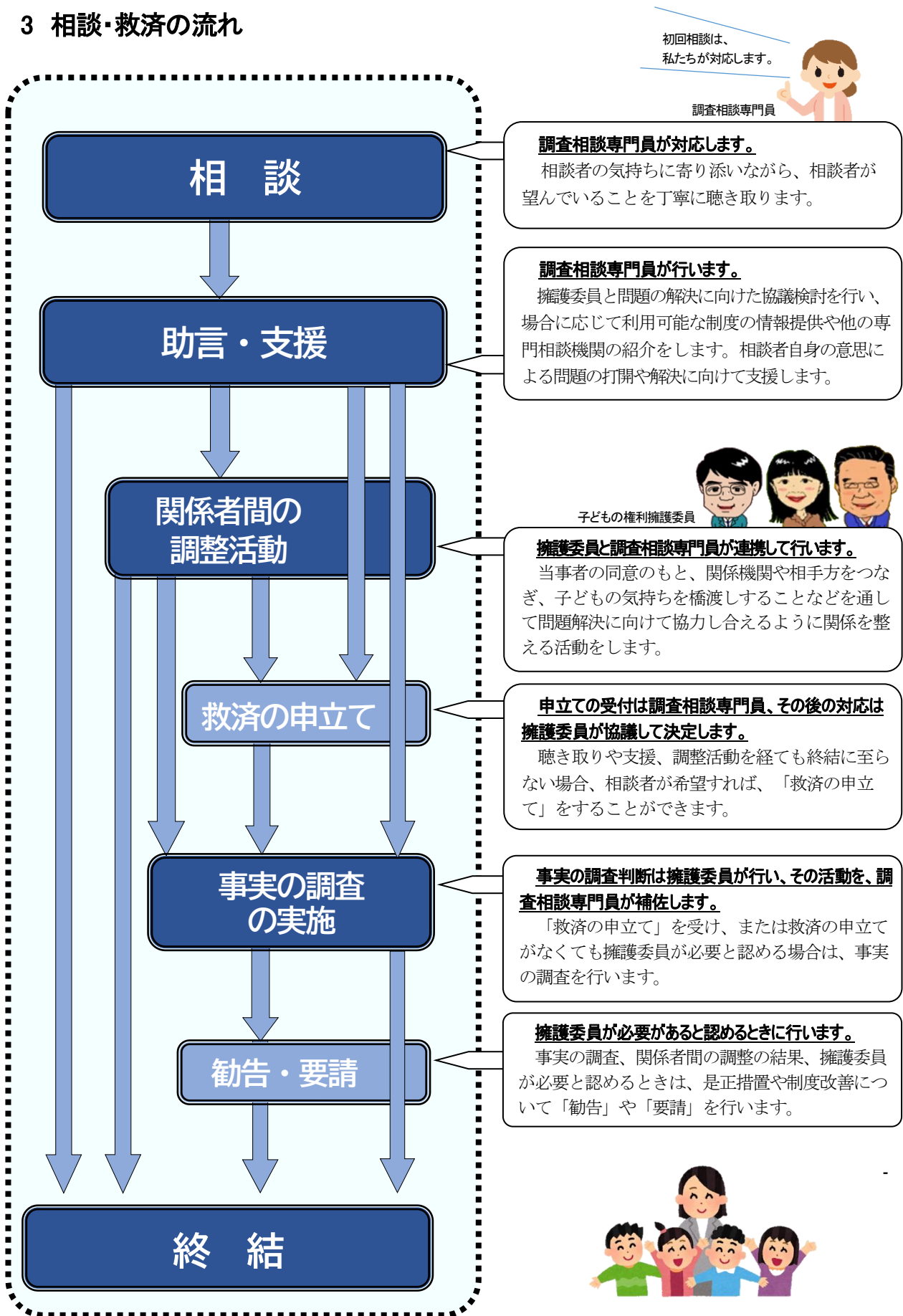
附属機関には、行政執行における意思決定権はありませんが、その専門性から、擁護委員は条例の規程に基づき、子どもの権利を侵害したものに対して是正措置や制度改善の勧告や要請を行うことができます。



## 2 運営体制

区 分	摘 要
開 設 日	平成 25 年 5 月 1 日
場 所	〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎 3 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利擁護委員 3 名（弁護士、大学院教授、臨床心理士）</li> <li>・ 調査相談専門員 3 名</li> <li>・ 事務局（子育て支援課職員）</li> </ul>
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。</li> <li>・ 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されます。</li> <li>・ 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。</li> </ul>
相談・救済の基本対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども又はその関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（相談継続、当事者自身による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者間の調整支援）を行います。</li> <li>・ いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱えるさまざまな悩みを広く受け付けます。</li> <li>・ 当事者自身による解決への支援や関わりのある第三者との調整など、できるだけ子どもが望むような支援を行います。</li> <li>・ 関係者間の調整は、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に対し助言を行ったり、関係者に対する働きかけを行ったりするなど、当事者らの間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指します。</li> <li>・ 子ども又はその関係者から救済の申立てがない場合であっても、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。</li> </ul>
対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青森市内に在住、在学、在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます（18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは対象に加えることとしています。）。</li> </ul>
受付時間	原則 月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 6 時 （祝日、年末年始を除きます。）
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓 口 相 談 青森市子どもの権利相談センターで相談</li> <li>・ 電 話 0120-370-642（フリーダイヤル） <small>みんなをむすぶ</small></li> <li>・ ファックス 017-763-5678</li> <li>・ メ ー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp</li> <li>・ 手 紙 〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎 3 階 青森市子どもの権利相談センター</li> <li>・ 訪 問 相談場所、時間については要相談</li> </ul>

### 3 相談・救済の流れ



☆ 子どもの権利擁護委員が必要と認めるときは、関係者の見守りを継続的に行うことがあります。

☆ このフロー図は、ケース対応の一例です。





## 相談件数等の年度比較

---

- 1 相談の状況
- 2 調整活動の状況
- 3 調査活動の状況





## VI 相談件数等の年度比較

### 1 相談の状況

#### (1) 相談受付件数

区分	実件数	延べ件数
平成29年度	105	608
平成30年度	90	339
令和元年度	74	473
令和2年度	41	306
令和3年度	70	317

#### (2) 相談者の内訳(延べ人数)

##### ① 子ども

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計(人)
平成29年度	0	27	205	182	0	11	425
平成30年度	0	4	17	101	4	2	128
令和元年度	0	12	142	117	5	0	276
令和2年度	0	8	39	176	2	0	225
令和3年度	0	10	37	69	8	0	124

##### ② 大人

区分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計(人)
平成29年度	139	10	17	0	0	17	183
平成30年度	105	24	64	0	0	18	211
令和元年度	173	7	11	0	0	6	197
令和2年度	75	3	1	0	0	2	81
令和3年度	173	4	11	0	0	5	193

### (3) 相談対象者の内訳(延べ人数)

#### ① 子ども

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計(人)
平成29年度	1	57	237	191	0	12	498
平成30年度	7	77	62	113	4	6	269
令和元年度	4	24	105	87	8	3	231
令和2年度	1	15	17	141	2	3	179
令和3年度	2	54	40	99	4	0	199

#### ② 大人

区分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計(人)
平成29年度	29	1	63	0	0	17	110
平成30年度	6	0	39	0	0	25	70
令和元年度	136	0	74	0	0	32	242
令和2年度	70	0	50	5	0	2	127
令和3年度	37	0	62	7	0	12	118

### (4) 相談方法別件数(延べ件数)

区分		窓口	電話	FAX	メール	手紙	訪問	合計(件)
平成29年度	初回相談の件数	25	56	0	19	5	0	105
	延べ件数	50	169	1	359	21	8	608
平成30年度	初回相談の件数	17	57	0	13	3	0	90
	延べ件数	47	177	0	106	4	5	339
令和元年度	初回相談の件数	15	46	0	12	1	0	74
	延べ件数	54	157	0	259	2	1	473
令和2年度	初回相談の件数	6	25	0	8	2	0	41
	延べ件数	45	76	0	175	5	5	306
令和3年度	初回相談の件数	18	38	1	12	1	0	70
	延べ件数	40	162	5	91	7	12	317

(5) 相談受付の時間帯(延べ件数) (手紙相談を除く)

区分		10時～12時	12時～14時	14時～16時	16時～18時	開設時間外	合計(件)
平成29年度 (延べ587件)	子ども	50	39	64	150	102	405
	大人	51	30	42	52	7	182
平成30年度 (延べ335件)	子ども	19	20	24	48	14	125
	大人	67	41	52	45	5	210
令和元年度 (延べ471件)	子ども	30	12	17	46	169	274
	大人	63	26	46	53	9	197
令和2年度 (延べ301件)	子ども	32	35	39	66	48	220
	大人	15	19	19	25	3	81
令和3年度 (延べ310件)	子ども	18	17	18	44	20	117
	大人	51	31	55	49	7	193

(6) 相談受付の所要時間(延べ件数) (電話相談、窓口相談、訪問相談についてのみ)

区分		30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間以上	合計(件)	
平成29年度 (延べ227件)	電話相談	子ども	38	7	1	0	0	46
		大人	98	20	5	0	0	123
	窓口相談	子ども	4	5	13	0	0	22
		大人	13	5	17	1	0	36
平成30年度 (延べ229件)	電話相談	子ども	15	5	0	0	0	20
		大人	141	14	2	0	0	157
	訪問相談	子ども	6	7	7	4	0	24
		大人	3	4	13	8	0	28
令和元年度 (延べ212件)	電話相談	子ども	10	8	2	0	0	20
		大人	94	31	12	0	0	137
	訪問相談	子ども	2	11	9	0	0	22
		大人	4	10	18	1	0	33
令和2年度 (延べ126件)	電話相談	子ども	17	5	2	0	0	24
		大人	34	11	7	0	0	52
	訪問相談	子ども	3	12	21	4	0	40
		大人	1	0	5	4	0	10
令和3年度 (延べ214件)	電話相談	子ども	15	3	0	0	0	18
		大人	93	33	15	2	1	144
	訪問相談	子ども	0	2	18	2	2	24
		大人	3	8	11	4	2	28

## (7) 相談内容の内訳

区分		いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題 (教職員等)	指導上の問題 (教職員以外)	行政機関の対応	家族の問題	児童虐待	不明	その他
平成 29 年度	実件数 41 件 (延べ 425 件)	子ども 0 (0)	3 (178)	5 (26)	9 (34)	10 (152)	0 (0)	0 (0)	6 (10)	1 (1)	0 (0)	7 (24)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実件数 64 件 (延べ 183 件)	大人 4 (10)	11 (42)	1 (1)	4 (11)	0 (0)	13 (21)	5 (13)	5 (41)	2 (9)	0 (0)	6 (12)	4 (11)	0 (0)	9 (12)
平成 30 年度	実件数 29 件 (延べ 128 件)	子ども 3 (11)	1 (10)	0 (0)	5 (34)	9 (51)	0 (0)	0 (0)	3 (6)	1 (1)	1 (4)	3 (5)	1 (1)	1 (4)	1 (1)
	実件数 61 件 (延べ 211 件)	大人 1 (1)	5 (23)	2 (5)	3 (4)	0 (0)	17 (36)	7 (71)	6 (32)	3 (10)	0 (0)	6 (12)	0 (0)	0 (0)	11 (17)
令和 元 年度	実件数 24 件 (延べ 276 件)	子ども 1 (1)	0 (0)	1 (1)	4 (14)	8 (79)	0 (0)	1 (5)	5 (13)	0 (0)	0 (0)	3 (156)	1 (7)	0 (0)	0 (0)
	実件数 50 件 (延べ 197 件)	大人 7 (15)	4 (5)	0 (0)	5 (7)	0 (0)	14 (76)	3 (17)	11 (54)	0 (0)	1 (3)	5 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
令和 2 年度	実件数 20 件 (延べ 225 件)	子ども 0 (0)	0 (0)	1 (6)	3 (5)	6 (135)	0 (0)	2 (3)	3 (6)	0 (0)	0 (0)	5 (70)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実件数 21 件 (延べ 81 件)	大人 1 (1)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (22)	3 (5)	5 (37)	1 (5)	1 (2)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
令和 3 年度	実件数 20 件 (延べ 124 件)	子ども 2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (68)	0 (0)	1 (3)	2 (5)	1 (1)	0 (0)	3 (36)	0 (0)	2 (3)	1 (5)
	実件数 50 件 (延べ 193 件)	大人 4 (19)	3 (12)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	12 (69)	7 (31)	4 (20)	5 (6)	1 (3)	4 (7)	1 (9)	0 (0)	6 (12)

## 2 調整活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等	合計(回)	
平成 29 年度	2	31	4	10	30	0	77	(11 件、77 回)
平成 30 年度	0	2	0	6	0	0	8	( 5 件、8 回)
令和元年度	8	2	0	0	1	6	17	( 7 件、17 回)
令和2年度	9	4	0	0	4	27	44	( 5 件、44 回)
令和3年度	13	0	0	0	0	17	30	( 2 件、30 回)

## 3 調査活動の状況

### (1) 申立てによる調査活動の状況

区 分	申立て件数	調査回数
平成 29 年度	0	0
平成 30 年度	0	0
令和元年度	0	0
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0

### (2) 自己発意による調査活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他	子ども 保護者等	合計(回)	
平成 29 年度	5	7	0	0	0	0	12	(2 件、12 回)
平成 30 年度	3	4	0	0	21	0	28	(6 件、28 回)
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)





## 参考資料

---

- 1 青森市子どもの権利条例
- 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制





## Ⅶ 参考資料

---

### 1 青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日

条例第七十三号

#### 目次

前文

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 子どもにとって大切な権利(第五条—第九条)

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組(第十条—第十五条)

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復(第十六条—第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条)

附則

(前文 表紙裏 参照)

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

##### (定義)

第二条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- 一 子ども 十八歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- 二 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- 三 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- 四 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

##### (基本的な考え方)

第三条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- 一 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 二 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 三 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

##### (大人の責務)

第四条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第一項の保護者、第二項の育ち学ぶ施設の関係者、第三項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

## 第二章 子どもにとって大切な権利

### (子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第五条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

### (安心して生きる権利)

第六条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 二 愛情をもって育まれること。
- 三 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- 四 いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 五 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 六 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

### (自分らしく生きる権利)

第七条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 二 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- 三 プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 四 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 五 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 六 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 七 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

### (豊かで健やかに育つ権利)

第八条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 遊ぶこと。
- 二 学ぶこと。
- 三 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 四 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- 五 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

### (意見を表明し参加する権利)

第九条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 二 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 三 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 四 仲間をつくり、集まり、活動すること。

## 第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

### (子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第十条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年十一月二十日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

### **(子どもの育ちへの支援)**

第十一条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

### **(保護者への支援)**

第十二条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

### **(子どもの命と安全を守る取組)**

第十三条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

### **(子ども会議)**

第十四条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）を置きます。

- 2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

### **(子どもの権利の保障の行動計画と検証)**

第十五条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。

- 2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

## **第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復**

### **(相談と救済)**

第十六条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

### **(子どもの権利擁護委員)**

第十七条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

### **(委員の職務)**

第十八条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 第二号、第三号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。

五 第四号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

2 委員は、第一項第二号、第三号の事実の調査を次の方法により行うことができます。

一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。

二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

#### **(委員の人数、任期など)**

第十九条 委員は、三人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は三年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第四項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第四項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

#### **(勧告の尊重と委員への協力)**

第二十条 第十八条第一項第四号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

2 第一項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

#### **(調査相談専門員)**

第二十一条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

### **第五章 雑則**

#### **(委任)**

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

### **附 則**

#### **(施行期日)**

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第四章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

## 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制

### ◆ 子どもの権利擁護委員 3名

氏名	期間	職業等
沼田 徹	平成25年5月1日～	弁護士
小林 央美	平成25年5月1日～	大学院教授
関谷 道夫	平成25年5月1日～	臨床心理士 公認心理師

### ◆ 調査相談専門員 3名

子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行います。

### ◆ 事務局

青森市福祉部子育て支援課 子ども未来チーム

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市役所駅前庁舎3階

電話番号：017-734-5320